

公開用

初倉 湯日

養 勝 寺 古 文 書 目 錄

島田市史編さん委員会

綴 达 み 資 料

- 1 養勝寺文書から見た寺の来歴と近郷の百姓 ······ (1)
 - 2 年 表 ······ (2)
 - 3 近世文書分類表（目次に替えて） ······ (3)
 - 4 近現代文書分類表（目次に替えて） ······ (4)
 - 5 養勝寺古文書の利用に当たって ······ (5)
 - 6 古文書目録（近世・江戸時代～明治初期） ······ (No. 1)
 - 7 古文書目録（近代・明治～大正の部） ······ (No. 14)

養勝寺文書から見た寺の来歴と近郷の百姓

I 養勝寺の来歴

- 1 養勝寺が本文書の中で初めて登場するのは寛永2(1625)年、原ノ平の百姓数人が養勝寺の山林に入り込み無断で草刈りをしてお叱りを受けた、という村人との関わりを示す文書からである。しかしそれより前の慶長9(1604)年、養明寺宛ての所領安堵状がこの養勝寺に残っている。のことから、養勝寺はこれ以前より何らかの形で権力者から容認された存在であったことがうかがわれる。何故なら養明寺は養勝寺の末寺だから。
- 2 養勝寺の開基は、通し番号3の文書によると、中山兵庫助、2代同内蔵助氏長、3代同又七郎(是非之助)によるもの、とある。「富永光彦家古文書」によれば、徳川家康が遠州浜松に在城の頃(元亀元=1570~天正13=1585)、中山是非之助はこれに仕えており、したがってその祖父兵庫助といえば16世紀前半期まで遡れるであろうし、そうすると養勝寺開基もその頃まで遡ることが可能となる。
- 3 養勝寺の所領安堵状は、「大猪院様御朱印写」(慶安元<1648>年)が初見である。ところで明治7(1874)年、井出沢に存する朱印地の謂われに付き政府に提出した願状がある。これによると、養勝寺の反別7反1畝、高3石5斗の田地は、寛永年中(1624~1644)、文印和尚が開拓して朱印地となつた、とある。前出の大猪院とは3代將軍家光のこと、その家光の將軍時代は寛永→正保→慶安年中(1648~1652)である。その後の所領安堵状(継目安堵)は常憲院(5代綱吉將軍)、有徳院(8代吉宗將軍)、惇信院(9代家重將軍)、波名院(10代家治將軍)、文恭院(11代家齊將軍)、慎徳院(12代家慶將軍)、溫恭院(13代家定將軍)、章(昭)徳院(14代家茂將軍)と続いている。
- 4 以上のことから養勝寺は徳川幕府から認められた由緒ある寺院であったことがわかる。
- 5 養勝寺は、總持寺を大本山とし、直接の本寺は日坂村の長松院、一方、末寺としては松林寺(上湯日村)、養明寺(下湯日村)、東泉寺(下湯日村)、西方寺(東深谷村)があり、結局養勝寺はこの地域の中心寺院であった。
- 6 養勝寺の本寺長松院や同列の常現寺、聖寿寺、慶雲寺、龍雲寺や末寺の松林寺、養明寺、東泉寺、西方寺との関係、はたまた可睡斎や大洞院(輪番をめぐって)との関わり等、寺相互の関係を示す記録について「養勝寺古文書」では元禄4(1691)年を初見とし、享保年間(1716~1736)以後頻出する。詳しくは分類K-1を参照されたい。

II 養勝寺の再建と寺宝

- 1 養勝寺は再三火災に遭ったと文書中で出てくるが、いつ、どの程度の火災で、後に直ぐに再建されたのか否か、具体的には分らない。ただ一つだけ再建の具体的な様子を知り得る文書が残っている。それは棟札の写しで享和3(1803)年のことである。これには次のような記載がある。「奇語宋無諱火光速入地日月清明 奉再建庫裏一宇 山門繁昌修造無難祈修 家在壬癸神日獻四海水 天長地久」とあり、更に、「大工棟梁は藤原郡上新田村の紋次郎、木挽は同郡中山の政右衛門、時に養勝寺8世義喬の代」と記録している。
- 2 また年代不明であるが、当時担当大工であった利助と留藏から養勝寺方丈に宛てた「方丈仕様注文之事」がある。それには、①桁行5間、梁間4間、坪数20坪、柱の高さは石口より桁上迄1丈4尺1寸、柱の削り立ては5寸角、軒回り、小屋共に削りは入念に、②造作は板家・縁を仕入、床回り敷居・鶴居・長押・天井・回り縁・戸障子・からかみ入念にすること、などとし、人工費486人、代金15両、1貫200文、又別紙に、①方丈建前より造作まで計267人半、②大工利助の承り分は金4両・400文、とある。

養勝寺文書の中から窺われる寺再建の記録は以上の通りである。

III 寺 宝

安政6(1859)年、養勝寺が可睡斎の求めに応じて提出した「御尋ねに付き書上げ」には次のように書かれている。① 永平寺宗祖木造=これは古来よりあったものか否か、寺が数度焼失しているので分らないが、天保6(1835)年に新建立した。② 開山教之一訓和尚木像=古来よりそのまま在来の様子であるが、大破に付きこれ又天保6年に再改繕している。③ 古伝衣開山教之一訓和尚=伝衣九条赤地金襴衣環組あるも時代は不明。④ 弘化5(1848)年就了懇持寺伝衣の節、掛絹拝戴している。裏に花押あり。

以上、当時の住職大宗は求めに応じてこのように可睡斎に報告している。

III 養勝寺と近郷の百姓

- 1 養勝寺が朱印地(3石5斗)の外に、総計どの程度の石高の土地・山林を所持していたのかは分らない。しかしこと山林については近隣の百姓から見ると垂涎の的であり、江戸時代を通してトラブルが絶えなかった。すなわち、山林の松葉無断切り取り、立ち木の伐取り、草刈り等々で、これらに係わる百姓は、寛永2(1625)年の原の平の数人の百姓、同3年、井出沢の茂右衛門、貞享2(1685)年の上湯日村四郎兵衛、元文2(1737)年の上吉田村六郎次、安永3(1774)年中里村の百姓2人、等々挙げれば枚挙に遙がない。
寛文5(1665)年、百姓側の代表が寄り合って、養勝寺の山に獵に入り盗みをした者へは、①馬で入った者は1貫文、②木やもやを盗んだ者1貫文、③徒歩で入った者200文、の過料とす、と罰金制を決めたが効果は薄かった。
- 2 養勝寺に対して百姓等が常に従順であった訳ではない。慶安元(1648)年のことである。養勝寺の檀徒であった下湯日村の藤八郎と上湯日村の三郎兵衛は且那寺を鞍替えし、その途端、寛永期に文良和尚が開拓した井出沢の新田を、実はあれは養勝寺の所有地ではないと主張し、訴訟問題に発展した。結局は養勝寺の勝利に終わったが、江戸寺社奉行まで訴えるという大問題となっている。
また明和8(1771)年のことであるが、下湯日村の檀家の者達が養明寺に集まり一味連判して庄屋に要求書を提出して本寺養勝寺に敵対する行動をとったことがあった。(要求書の内容は記されていない)。これは公儀が堅く禁止している百姓一揆とみなされるので、公儀に知れたら大変なことになるということで、養明寺、勝林寺、東泉寺住職と檀家代表の仲介で内済となり、事なきを得ている。
- 3 近隣の百姓には養勝寺から田畠を抵当に借金をする者もあった。理由は大体が年貢納入のためである。借金額は、金2朱から高額でも3両までの者が多。早くは17世紀後半の貞享元(1684)年から見られるが、大部分は正徳年間以降の18世紀にはいってからである。また、こうした個人的貸借関係だけでなく、村全体として借金する「郷借」の例も見られる。文化14(1817)年のことであるが、下湯日村が藤枝宿の御伝馬助成金の上納に因り、庄屋伝三郎等、村方三役の名義で養勝寺から金20両を借用している。

養勝寺は近郷の金融機関としての役割を担っていた。

※ 明治に入ってからの養勝寺文書は、一旦政府に返還した領地の払い下げ願い、檀徒総代の決定、僧侶の研修、住職の繼目願い、等々の寺そのものに係わる文書が目立っている。

以上、「養勝寺古文書目録」から寺の来歴と近郷の百姓等との関わりの概要を記した。

年 表

年	号	年	西曆	改元月	干支	年	号	年	西曆	改元月	干支	年	号	年	西曆	改元月	干支	年	号	年	西曆	改元月	干支	年	号	年	西曆	改元月	干支											
応仁	元	1467	3月	丁亥	大永	6	1526	丙戌	天正	13	1585	⑥	乙酉	正保	元	1644	12月	甲申	元禄	16	1703	④	癸未	宝暦	12	1762	④	壬午	文政	4	1821	辛巳	明治	13	1880	庚辰	昭和	14	1939	己卯
"	2	1468	⑩	戊子	"	7	1527	丁亥	"	14	1586	⑤	丙戌	"	2	1645	⑤	乙酉	宝永	元	1704	3月	甲申	"	13	1763	癸未	"	5	1822	①	壬午	"	14	1881	辛巳	大正	15	1940	庚辰
文明	元	1469	4月	己丑	享禄	元	1528	8月⑨	戊子	"	15	1587	丁亥	"	3	1646	丙戌	"	2	1705	④	乙酉	明和	元	1764	6月⑫	甲申	"	6	1823	壬未	"	15	1882	壬午	甲申	16	1941	辛巳	
"	2	1470		庚寅	"	2	1529	己丑	"	16	1588	⑤	戊子	"	4	1647	丁亥	"	3	1706	戊子	"	2	1765	乙酉	"	7	1824	③	甲申	"	16	1883	癸未	乙酉	17	1942	壬午		
"	3	1471	⑥	辛卯	"	3	1530	庚寅	"	17	1589	己丑	"	5	1648	戊子	"	4	1707	丁亥	"	3	1766	丙戌	"	8	1825	丙戌	"	17	1884	甲申	乙酉	18	1943	癸未				
"	4	1472		壬辰	"	4	1531	⑤	辛卯	"	18	1590	庚寅	"	2	1649	己丑	"	5	1708	①	戊子	"	4	1767	⑤	丁亥	"	9	1826	丙戌	"	18	1885	乙酉	丙戌	20	1945	壬午	
"	5	1473		癸巳	天文	元	1532	7月	壬辰	"	19	1591	①	辛卯	"	3	1650	⑩	庚寅	"	6	1709	戊子	"	5	1768	戊子	"	10	1827	⑥	丁亥	"	19	1886	丙戌	丙戌	21	1946	癸巳
"	6	1474	⑤	甲午	"	2	1533	癸巳	文禄	元	1592	12月	壬辰	"	4	1651	辛卯	"	7	1710	⑩	庚寅	"	6	1769	己丑	"	11	1828	戊子	"	20	1887	己丑	戊子	22	1947	壬午		
"	7	1475		乙未	"	3	1534	①	乙未	"	2	1593	1月	癸巳	"	2	1653	甲午	"	3	1712	正德	"	7	1770	⑤	辛卯	"	12	1829	己丑	己丑	23	1948	癸巳					
"	8	1476		丙申	"	4	1535	丙申	"	3	1594	乙未	"	2	1654	甲午	"	3	1713	丙申	"	4	1714	癸巳	"	8	1771	壬辰	"	23	1889	己丑	己丑	24	1949	壬辰				
"	9	1477	①	丁酉	"	5	1536	⑩	丙申	"	4	1595	乙未	"	3	1655	丙申	"	4	1715	丙申	"	5	1774	乙未	"	2	1773	壬辰	"	3	1832	癸巳	壬辰	25	1950	壬辰			
"	10	1478		戊戌	"	6	1537	丁酉	慶長	元	1596	10月②	丙申	"	2	1656	丁酉	"	3	1716	壬辰	"	4	1775	⑫	乙未	"	5	1776	丙申	"	7	1836	丙申	丙申	26	1951	庚寅		
"	11	1479	③	己亥	"	7	1538	戊戌	万治	元	1658	7月⑫	丙申	"	2	1657	丙申	"	3	1717	壬辰	"	4	1776	丙申	"	7	1837	丁酉	丁酉	27	1952	壬辰							
"	12	1480		庚子	"	8	1539	⑥	己亥	"	4	1598	庚子	"	3	1658	己亥	"	2	1658	万治	"	3	1718	己亥	"	4	1777	丙申	"	8	1838	戊戌	戊戌	31	1956	己亥			
"	13	1481		辛丑	"	9	1540	庚子	己亥	"	4	1599	③	己亥	"	5	1600	辛丑	"	2	1659	己亥	"	3	1719	己亥	"	7	1778	己亥	己亥	32	1957	己亥						
"	14	1482	⑦	壬寅	"	10	1541	辛丑	壬寅	"	6	1601	⑪	辛丑	"	3	1660	庚子	"	4	1719	庚子	"	8	1779	庚子	"	10	1839	己亥	己亥	33	1958	己亥						
"	15	1483		癸卯	"	11	1542	③	壬寅	"	7	1602	壬寅	"	2	1661	壬寅	"	3	1720	辛丑	"	5	1780	庚子	"	11	1840	庚子	庚子	34	1959	己亥							
"	16	1484		甲辰	"	12	1543	癸卯	寛文	元	1661	4月⑩	壬寅	"	2	1662	癸卯	"	3	1721	壬寅	"	5	1780	庚子	"	12	1841	壬寅	壬寅	35	1960	己亥							
"	17	1485	③	乙巳	"	13	1544	⑪	甲辰	"	8	1603	癸卯	"	3	1663	甲辰	"	4	1664	丙申	"	6	1722	壬寅	"	2	1782	壬寅	壬寅	36	1961	己亥							
"	18	1486		丙午	"	14	1545	⑩	乙巳	"	9	1604	⑩	丙午	"	10	1605	乙巳	"	5	1665	丙午	"	7	1723	壬寅	"	3	1783	壬寅	壬寅	37	1962	己亥						
"	長享	元	1487	7月①	丁未	"	15	1546	⑦	丁未	"	11	1606	丙午	"	2	1666	丁未	"	3	1724	丙午	"	5	1784	①	壬寅	"	2	1784	壬寅	壬寅	38	1963	己亥					
"	2	1488		戊申	"	16	1547	⑦	戊申	"	12	1607	④	丁未	"	3	1667	戊申	"	4	1667	丙午	"	6	1725	丁未	"	7	1785	丙午	丙午	39	1964	己亥						
"	延徳	元	1489	8月	己酉	"	17	1548	己酉	元和	元	1608	2月⑥	戊申	"	4	1668	己酉	"	5	1668	戊申	"	7	1727	戊申	"	8	1786	⑩	丙午	"	4	1843	丙午	丙午	40	1965	己亥	
"	2	1490	⑤	庚戌	"	18	1549	己酉	永祿	元	1609	1月⑩	己酉	"	2	1669	庚戌	"	3	1669	己酉	"	4	1670	庚戌	"	6	1728	己酉	"	12	1844	丙午	丙午	41	1966	己亥			
"	3	1491		辛亥	"	19	1550	⑤	庚戌	"	14	1609	庚戌	"	5	1670	辛亥	"	6	1729	庚戌	"	7	1729	庚戌	"	10	1840	庚子	庚子	42	1967	己亥							
"	明応	元	1492	7月	壬子	"	20	1551	辛亥	元和	元	1610	②	庚戌	"	2	1671	壬子	"	3	1730	壬子	"	5	1788	壬子	"	11	1841	壬子	壬子	43	1968	己亥						
"	2	1493	④	癸丑	"	21	1552	壬子	寛文	元	1611	②	庚戌	"	2	1672	癸丑	"	3	1731	壬子	"	5	1789	壬子	"	13	1842	壬子	壬子	44	1969	己亥							
"	3	1494		甲寅	"	22	1553	①	癸丑	"	17	1612	⑩	壬子	"	2	1673	癸丑	"	3	1732	壬子	"	5	1790	壬子	"	14	1843	壬子	壬子	45	1970	己亥						
"	4	1495		乙卯	"	23	1554	⑩	癸丑	"	18	1613	壬子	"	2	1674	壬子	"	3	1733	癸丑	"	5	1791	壬子	"	16	1844	壬子	壬子	46	1971	己亥							
"	5	1496	②	丙辰	弘治	元	1555	10月⑩	壬子	乙卯	"	19	1614	壬子	"	2	1675	丙辰	"	3	1734	癸丑	"	5	1792	癸丑	"	18	1845	壬子	壬子	47	1972	己亥						
"	6	1497		丁巳	"	2	1556	丙辰	元和	元	1615	7月⑩	乙卯	"	2	1676	丙辰	"	3	1735	癸丑	"	5	1793	癸丑	"	20	1846	壬子	壬子	48	1973	己亥							
"	7	1498	⑩	戊午	"	3	1557	丙辰	丁巳	"	2	1616	丙辰	"	3	1675	④	乙卯	"	19	1734	甲寅	"	5	1794	甲寅	"	6	1853	癸丑	癸丑	49	1974	己亥						
"	8	1499		己未	永祿	元	1558	2月⑥	戊午	"	3	1617	丁巳	"	4	1676	丙辰	"	20	1735	丙辰	"	7	1795	乙卯	"	8	1855	癸丑	癸丑	50	1975	己亥							
"	9	1500		庚申	辛酉	"	2	1559	己未	己未	"	4	1618	⑩	戊午	"	5	1677	戊午	"	2	1736	元	"	7	1796	丙辰	"	9	1856	丙辰	丙辰	51	1976	己亥					
"	2	1501		辛酉	"	3	1560	庚申	己未	"	5	1619	⑩	戊午	"	6	1678	己未	"	7	1737	戊午	"	9	1797	庚申	"	10	1857	丁巳	丁巳	52	1977	己亥						
"	3	1502		壬戌	"	4	1561	⑩	庚申	"	6	1620	⑫	辛酉	"	7	1679	庚申	"	9	1738	辛酉	"	11	1798	己未	"	11	1858	戊午	戊午	53	1978	己亥						
"	3	1503		癸亥	"	5	1562	③	壬戌	"	7	1621	壬戌	"	8	1680	⑩	庚申	"	9	1739	壬戌	"	11	1799	己未	"	12	1860	庚申	庚申	54	1979	己亥						
"	永正	元	1504	2月③	甲子	"	6	1563	⑫	癸亥	"	8	1622	甲子	"	9	1623	⑩	癸亥	"	2	1682	甲子	"	5	1740	⑦	庚申	"	12	1860	庚申	庚申	55	1980	己亥				
"	2	1505		乙丑	"	7	1564	⑤	癸亥	"	7	1624	2月	甲子	"	8	1624	乙丑	"	3	1683	癸亥	"	5	1741	②	庚申	"	6	1860	庚申	庚申	56	1981	己亥					
"	3	1506	⑪	丙寅	"	8	1565	⑩	癸亥	"	8	1625	丙寅	"	9	1625	乙丑	"	3	1684	癸亥	"	5	1742	乙丑	"	7	1861	丙寅	丙寅	57	1982	己亥							
"	4	1507		丁卯	"	9	1566	⑩	丙寅	"	9	1626	④	丙寅	"	2	1685	丙寅	"	3	1685	丙寅	"	5	1743	丙寅	"	8	1862	丙寅	丙寅	58	1983	己亥						
"	5	1508		戊辰	"	10	1567	⑩	丙寅	"	11	1627	戊辰	"	4	1627	丁卯	"	3	1686	③	丙寅	"	2	1744	丙寅	"	7	1863	丙寅	丙寅	59	1984	己亥						
"	6	1509	⑩	己巳	"	11	1568	⑤	戊辰	"	12	1628	己巳	"	4	1628	戊辰	"	3	1687	丁卯	"	5	1745	⑩	丙寅	"	2	1746	丙寅	"	11	1864	丙寅	丙寅	60	1985	己亥		
"	7	1510		庚午	"	12	1569	⑤	己巳	"	13	1629	②	己巳	"	5	1629	庚午	"	6	1688	9月	"	4	1687	戊辰	"	7	1747	戊辰	戊辰	61	1986	己亥						
"	8	1511		辛未	元	1570	4月	庚午	"	7	1630	⑩	己巳	"	6	1689	⑩	庚午	"	7	1689	元	"	4	1688	庚午	"	5	1748	庚午	庚午	62	1987	己亥						
"	9	1512	④	壬申	"	8	1571	⑩	庚午	"	8	1630	⑩	己未	"	9	1690	⑩																						

近世文書分類表（明治5年まで）

A 支配

- 1 領知 ①領主關係 ②領地關係 ③家臣關係 ④役所關係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②條目 ③定書 ④高札 ⑤捷 ⑥勅書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種詫狀
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩儉約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

B 土地

- 1 檢地 ①検地条目 ②検地 (a 檢地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳
f 田畠高名寄帳 g 田畠貢高帳 等)
- 3 新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畠 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

C 貸租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進
⑯延納
- 2 課役 ①國役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 真加)
- 3 地租 ①税金 ②改正關係

D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 醫詞)
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用替書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)
③宗門一礼 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畠小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守
⑧その他特產物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩
⑦漁撲組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)
⑤その他

F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料
⑯商業帳簿 (a 金錢出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤繼立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③鞆籠 ④馬背 ⑤賃錢 ⑥関所 ⑦通行手形
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿縦 ③廻状 ④業者

H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

I 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸學問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌
③曆學 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神官 ⑨宣教師
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈禱 ⑮勵進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娛樂 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字蒂刀御免 ⑦本家
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

Z 雜

- ①断簡 ②その他

(島田市史編さん委員会)

近・現代文書分類表（明治6年以降）

I 政治行政

- 1 町村政=町政、村政、旧村・区
- 2 戸 口=国勢調査
- 3 国・県・郡政=中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、郡会、政界人物
- 4 選 挙=選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡會議員選挙、町村議會議員選挙
- 5 村入用・民費=村入用、民費
- 6 租 稅=年貢、租税
- 7 財 政=国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土 木・水 利=道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政 党=政党、地域結社・政社
- 10 司 法・警 察・消 防=司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戰 争・兵 事=陸・海軍、部隊、徵兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

II 経済・産業

- 1 地租改正=地租改正、農地改革
- 2 土 地=地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物 価・景 況=物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体=報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業=米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業=繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商 業=卸売業、小売業、貿易・商社、飲食店・サービス業
- 8 金 融=政府系金融機関、勧業銀行・農工銀行、国立銀行・普通銀行、証券・保険・信用金融（講・質・個人金融）
- 9 運 輸・通 信=道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

III 社会・労働

- 1 社会団体=町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団、子供組・少年団、在郷軍人会
- 2 婦人団体=娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、壳春・芸妓・身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、婦人活動家

III 社会・労働

- 3 社会運動=社会主义運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労 働・農民運動=農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業=生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会・社会保護
- 6 医 療・衛 生・救 慎=医療・衛生行政、保健所、漢方医、医師・医師会、看護婦・助産婦・病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災 害=風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、交通事故・遭難
- 8 世 相・民 情=衣食住、風俗・流行、心中・自殺・廃落、年中行事（まつり）、奇習・珍談・電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

IV 教育・文化

- 1 学 校=教育行政財政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育=図書館・博物館、村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、各種検定
- 3 宗 教・習 俗=神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学 問・出 版=発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文 学=小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸 能・芸 術・ス ポーツ=伝統芸能、芝居・演劇、美術、音楽、映画・幻燈、陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画・骨董

V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人 物
- 3 家 政=家業、家計、手帳
- 4 日 記・書 簡=日記、書簡、手帳
- 5 洋 行・移 民=洋行、移民
- 6 雜=国内事情、海外事情、断簡、その他

養勝寺古文書目録の利用に当たって

I 文書目録の見方について

1. 文書の分類

本古文書の内容はほぼ江戸時代から明治・大正期の時代にわたっています。江戸時代の文書は「近世文書分類表」(明治5年迄)により、また明治・大正時代の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」「B-2」……、また明治・大正時代のものは「I-1」・「I-2」……、「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早いものから順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。

2. 「通し番号」と「文書番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「文書番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した数字と一致しています。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

3. 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった箇の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと記入してなかつことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を()で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れるよう仮の言葉で調査の際に新たに記載したものです。但し、西暦年は常に()内に示し例外です。

4. 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくともおよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

5. 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一

紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の帳面を一括し一綴りにしているもの等、を意味します。

- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

6. 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、養勝寺古文書の調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室(博物館)が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室(博物館)にある「コピー文書」の保管箱の番号です。

II 古文書原本の取り出し方について

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類A、B…D、E…の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋(「同一分類による文書群の挿入袋」)に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。

2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。

- 例えば文書目録の「通し番号」7の文書を取り出すとします。この通し番号7の文書の「文書番号」は「291」で、分類は「A-1」です。
- そこで、まず分類Aの挿入袋(同一分類による文書群の挿入袋)を出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「291」の封筒を選び出せば該当文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

III 文書の扱いについてお願い

- 1 古文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、すべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納箱の中に入れ替えてください。
- 3 養勝寺の古文書は、江戸時代以降の養勝寺の本寺・末寺や檀家との関わり、また、近隣の村々との関わり等を知る上で貴重な資料となるものです。それは養勝寺の宝物であると同時に島田市の貴重な財産でもあります。いつまでも大切に保存してください。

地区番号:6 地区名 : 初倉(湯日)・養勝寺文書

分類:A-1 支配一領知

No.1

通し番号 文書番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
1 216	A 1	永禄12年 正月11日 (1569年)・己巳	今度遣置本地事 小関同心衆	○家康 ●中山又七	「①100貫文、山名莊土橋1所、②30貫文並びに30俵、下方敷出、郷百姓5人衆にてこれを出す。以上前々の如く相違有るべからざるもの也」とある。	中山又七とは 富永家の祖先 で同一文書あり	原本	状	1	○	77
2 268	A 1	天正17年 7月7日 (1589年)	定(徳川家康七ヶ条定書)	○丹波源左衛門尉氏久(花押) ●奥之領百姓等	①年貢請負證文がはっきりしている以上は必ず完納の事。その場合地頭居宅が遠路であっても5里以内ならば百姓が届ける。 ②戦時の際の人夫は、200俵に付1人と馬1疋を出す。荷積みは下方外で5斗目とする。扶持米は8合、馬・大豆1升ずつ出す、無高は歩夫2人を出す。 ③百姓居敷分は100貫文地に3貫文の中田を与える。 ④地頭の百姓雇用は年に10日、代官は3日とする。 ⑤「4分1」は100貫文に2人出す。 ⑥天災時には坪刈りをして割当てる。 ⑦竹藪所持の者は年に公方へ50本地頭へ50本出す。以上七ヶ条を定める。	扣文書	原本	状	1	○	77
3 14	A 1	慶長6年 11月7日 (1601年)・丑	安芸備後内を以遣知行方 目録之事	○左衛門太夫(福島正則)(花押) ●中山善九郎	①高100石3斗8升3合・備後いよの内森脇村内、この物成44石1斗6升9合、②高150石、高田の郡あい山村の内、この物成87石、高合:250石3斗8升3合、5ヶ2分3厘は、物成131石1斗6升9合、とあり。	包紙内に2通、 「備物、当山開基、当塙主中山兵 庫助、2代間内藤 助氏長、3代同又 七郎改名是非之 助、法男自黒院 殿中山道半大藤 定門」と記入あり	原本	状	2	○	77
4 269	A 1	慶長9年 8月20日 (1604年)・辰	「御黒印 養明寺」包紙寺 領之事	○伊奈備前守 ●由比養明寺	「合2石は御黒印、右御寄付の所也、猶仏事・掃除相勤めむべき者也」(書下 し文)とある。	折紙	原本	状	1	○	77
5 274	A 1	なし	なし(所領安堵状)	○なし ●なし	「遠江国櫻原郡養勝寺寺領、同郡下湯日村の内、3石5斗の事、これを寄付 する」とあり。		原本	状	1	○	77
6 212	A 1	慶長 11年 2月15日 (1606年)	中山道半ニ渡ル知行之事	○なし ●なし	①210石-純之達村、②40石-井内村之内、③41石-手作分、④129石野畠之内、⑤100石-5分1にて渡る。計500石、とあり。		原本	状	1	○	77
7 291	A 1	嘉永7年 9月 (1854年)・甲寅	乍恐書付を以御届申上候	○養勝寺 ●青山大膳亮様御役人中	養勝寺が頂戴している朱印は次の通り、・常壽院様(綱吉)・有徳院様(吉 宗)・淳信院様(家重)・澄明院様(家治)・文恭院様(家賀)。以上の朱印、 前々祭礼の節お届け出が済んでいるものであるが、今般お尋ねあり届け出 る。	虫喰い等の 注が記され ている。	原本	状	1	○	77
8 292	A 1	文久2年4月 (1862年)・戊	覺	○御知行所:駿州櫻原郡下湯日村養勝寺 ●御地頭所様	「御朱印、右の通り御渡し成し下され體に請取り奉り候」という、御朱印の請取 りの覚。		原本	状	1	○	77
9 237	A 1	なし	掛川城主御代交、從永正10癸酉 至干延享4卯年凡26代年譜写置 也(包み紙に記入)	○当山現住大興(包み紙) ●なし	永正10年(1513)年朝比奈備中守父子から始まって延享4(1747)年太田権 津守の就任まで都合24大名の掛川城主名が列挙される。	虫喰い・紙 変質あり	原本	状	1	○	77
10 290	A 1	なし	乍恐書付を以御届申上候	○なし ●本多中務大輔様・青山大膳亮様御役人	拙寺(養勝寺)が頂戴した文恭院様(家賀)御朱印の包紙が汚れていること、 これはいつごろからできたシミなのか不明で申し訳なし。お調べが首尾よくす むよう願いあげる。	下書き 虫喰いあり	原本	状	1	○	77

A-2 支配一法令

11 1	A 2	永禄3年 4月20日 (1570年)	苗字帶刀並に弓馬之事	○藏人元康 ●中村半十郎、清水万三郎、柴田与市郎	「其の方、由緒これあり、任國の中は諸土同様に免し訖、若し尤も志ある者は 是れ以て行うべきもの也」(書下し文に改め)と記されている。	紙質よりかなり 後世に筆写したもの	原本	状	1	○	77
---------	--------	-----------------------	------------	-----------------------------	--	----------------------	----	---	---	---	----

A-3 支配一治安

12 229	A 3	寛永2年 6月5日 (1625年)・丑	なし(無断山入りに付き詫 び證文)	○原平:小左衛門、権三郎、八郎兵衛、甚三郎、 又左衛門 ●養勝寺	原平も百姓5人の者が養勝寺の山林に入り、無断で草刈した。このこと養勝寺 は容認しなかつたが、養勝寺が仲介し、やっと内済となる。この詫び状。		原本	状	1	○	77
-----------	--------	------------------------	----------------------	--	--	--	----	---	---	---	----

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影番号	
13 273	A 3	貞享2年 正月26日 (1685年)・丑	差上申證文之事	○上湯日村:四郎兵衛、證人:平右衛門、外2名 ●養勝寺	私この度養勝寺の山林にて松葉切り取り、過錢1貫文を提出したが容認されず、そこで且那衆から色々耗びを申し上げ、やっと許された。以後不届きなことをした場合は2貫以上納めることを約す。		原本	状	1 ○	77	
14 234	A 3	元文2年 12月 (1737年)・巳	差上申一札之事	○上吉田村当人:六郎次、百姓代:六兵衛、組頭:治左衛門、庄屋:与左衛門 ●養性寺様御納所	上吉田村の六郎次は養勝寺ご朱印境内に無断で入り込み、山林の立木等を伐り盗るという、前々からの仕業、その都度ご慈悲にも許されてきたが、又また当春松木切取り、次いで秋には六郎次の家来がやってきて盗み伐採する始末。この時は証拠として鎌を取り上げられた。もう我慢ならず役所へ訴えるとの仰せ、尤もなことであるが、そうなると当村方難渋につき、下湯日村東泉寺に仲介を頼みお詫びして許され、有り難い。以後、この者養勝寺山林に勝手に侵入することあれば、当人・五人組・村役人共が責任を負うことを約す。		原本	状	1 ○	77	
15 328	A 3	宝曆12年 3月 (1762年)・午	乍恐以口上書を奉願上仕候	○預人:武兵衛、同懇吉、同善兵衛、証人:久兵衛、同源藏 ●養勝寺	この度やけ山払下に付き、村方が買い取ることになった。それらを我ら2人約束を違ひ古木を1本切取る。この為寺は立腹。そこで仲間衆に頼み込んで許しを乞つて許された。以後はきっと謹むことを約す。		紙の破損、疲労著しい	原本	状	1 ○	77
16 251	A 3	明和8年 12月19日 (1771年)・卯	一札之事	○当人:養明寺龍泉、同所:鐘林寺屋禪、東泉寺鑑寺龍國、檀家中:八太夫、同長太郎 ●本山養勝寺侍者中	この度下湯日村の檀家の者達、養明寺に集合し、一味連判の上、庄屋に要求書を提出するという、いわばこれは本寺養勝寺に敵対する筋であることを知りながら連絡せず、また村方騒動になつて本寺に全然出頭せず、また徒党連判訴訟は公儀から厳しく禁止されているところ、その責任は連れ合いが、同門寺・檀家の尽力で許された。以後謹むという詫び状。		虫喰いあり	原本	状	1 ○	77
17 3	A 3	安永3年 正月 (1774年)・午	一札之事	○中里村:久翁寺、前玉村:市兵衛 ●養勝寺	中里村の五郎三の家来両人が養勝寺境内に入り込み生松2本切り取り見咎められた。このこと主人五郎三宅へも通知。主人方へ帰す、帰さない等揉めたが、翌日結局仲介人を立ててお詫びし、木代金200文支払って落着する。			原本	状	1 ○	77
18 238	A 3	安永3年 6月 (1774年)・午	一札	○青柳村当人:文左衛門、同村詫言人:左次兵衛 ●養勝寺	私文左衛門は養勝寺境内において狼藉を行つたこと申し訳ない。このこと色々お詫び申し、ご慈悲をもってお許しがかなつた。有り難いという詫び證文。		虫喰い・紙変色あり	原本	状	1 ○	77
19 279	A 3	文化4年 7月4日 (1807年)・卯	一札之事	○下湯日村百姓代:久右衛門、甚右衛門、源左衛門、七左衛門 ●同村養勝寺	下湯日村養明寺留守居、恵觀僧が上湯日村地内で死去したとの届けあり。そこで双方立合い確認したが卒症と思われる。当方にて間違いなく引取った。その為の取替え一札。		虫食い・紙の疲労目立つ	原本	状	1 ○	77
20 46	A 3	天保9年 閏4月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候	○遠州櫻原郡下湯日村養勝寺 ●本多下總守様・牧野備前守様御役人中	養勝寺が頂戴している大御所様の御朱印包紙、いつの頃かはわからぬが虫喰いがある。保管不行き届きで申し訳ないが、今度の御改め無事済むようお願いする。		虫喰いあり	原本	状	1 ○	77
21 250	A 3	弘化2年 12月 (1845年)・乙巳	一札之事(包み紙入り)	○上湯日村与頭:甚六、庄屋:三郎左衛門 ●下湯日村養勝寺	上湯日村鐘塲前の大井川通西側水中にて身元不明の男子1人流死していた。領主役人の検死も済んだので松林寺に仮埋めしたいがこの寺無住につき本寺養勝寺の許可を頼ったところ承諾される。このことで決して迷惑かけないと約す。		虫喰い著しい	原本	状	1 ○	77
22 241	A 3	弘化4年 12月 (1847年)・未	一札之事	○良助 ●養勝寺様御世話人中	私若輩のいたりにて不埒なること多く、親父より遠慮(外出禁止)を言い渡された。このことで養勝寺や頼親また世話人に依頼し、結果、本家親元の怒りも解けて有り難い。今後はわが身を改め両親大切に孝行し、家業相続第一と心得る。	No.23と関連・虫喰いあり	原本	状	1 ○	77	
23 261	A 3	弘化4年 12月 (1847年)・未	一札之事(包み紙あり)	○良助 ●父親三太夫	私良助は14才で家出し、家から金子・衣類を持ち出し貰入、金子に替え、また他人から借金をし女・博打外放蕩三昧を尽くした。ところがこの春病気となり、仲介人の世話で帰家できた。しかし全快後又また放蕩、親父留守中に衣類質入れ、女を泣かす。女の家から村役人に訴えがあつてこのこと発覚。師匠養勝寺方丈様のお情けで事は解決、金も返済落着。以上のことで良助は6カ条からなる自戒の条目をかかげ、今後真人間になることを誓う。	No.22・24と関連	原本	状	1 ○	77	
24 3	A 3	(弘化4年)12月24日 (1847年)・未	覺	○源二郎 ●甚六	金1分、これは良助に都合した金子の分、階に請取り、という金子請取りの覚。	No.23と関連	原本	状	1 ○	77	
25 263	A 3	(弘化4年)12月27日 (1847年)・未	口上書	○神ノ郷村永源寺、上湯日村平次郎 ●湯日村御世話人衆中	湯日村良助が相良町の利兵衛・藤吉両人から借り受けている金子2両、この程皆済された。以後この金子のこと世話人に迷惑をかけないことを約す。つまり良助に貸していた金子の請取り。	No.23と関連	原本	状	1 ○	77	

通し番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
26 264 3	A 3	(弘化4) 12月26日 (1847年)・未	覚	○金谷:九右衛門 ●使い:お寺院様	金1分と600文、この利息176文、以上の金子儲に受け取る。 ※良助の尻拭いの金子か	No.23と関連	原本	状	1	○	77
27 267 3	A 3	(弘化4) 12月25日 (1847年)・未	覚	○上湯日村:甚六 ●同村:富藏	金子2分受け取りの覚。 ※良助の尻拭いの金子か	No.23と関連	原本	状	1	○	77
28 278 3	A 3	(弘化4) 12月26日 (1847年)・未	覚	○鳩田:みなどや ●上湯日村:良助、使 五右衛門	金1分2朱、この金子譲取りの覚。 ※良助の尻拭いの金子か	No.23と関連	原本	状	1	○	77
29 256 3	A 3	安政5年 12月22日 (1858年)・戊午	差上申一札之事	○太田備中守領分上湯日村当人:弥左衛門、 親類:佐平、下湯日村親類:増蔵 ●御本山養勝寺御役寮	弥左衛門の妹(18才)が同家の屋敷内にて死失、このことで役人が出張して來て検死するまでそのままにしておくよう沙汰があつたが、このまま放置ではあまりにも嘆かわしく、内々に養勝寺へ回向をお願いしたところ承知いただき感謝。このことで寺に迷惑はかけないと約す。	上湯日村の 小前惣代3 人の奥書あり	原本	状	1	○	77
30 275 3	A 3	安政5年 (1858年)・戊午	差上申一札之事	○上湯日村当人:弥左衛門、親類:佐平、下湯日 村親類:増蔵 ●御本山養勝寺御役寮	上湯日村の百姓字鎌塚の弥左衛門の妹よう(18才)が当家屋内にて死失。役人の検死も済んだので最寄の寺院に死骸を墓地に仮埋葬したいと本山養勝寺にお願いしたところ許されてこの場所に仮埋葬した。この事寺に迷惑をかけない。	No.29と関連。 虫喰いあり、 紙疲労著しい	原本	状	1		

B-2 土地一免租地

31 38 2	B 2	慶安元年 8月17日 (1648年)	大猷院(家光)様御朱印写	○なし ●なし	「遠江国櫻原郡養勝寺領同郡下湯日村之内、3石5斗の事、先規に任せこれを寄付し訖。全く収納すべし、並びに寺中山林竹木諸役等免除有り来たりの如し、永く相違あるべからざる者也」(書下し文に改め)とある。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
32 12 2	B 2	延享4年 8月11日 (1747年)	なし(端昌院所領安堵)	○なし ●なし	「櫻原郡上庄内村端昌院領、同村之内5石巷斗余事、並びに就中山林竹木諸役等免除、当家先判之例に依って、永相違有るべからざる者也」(書下し)とある。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
33 18 2	B 2	宝曆12年 8月11日 (1762年)・壬午	浚明院様御朱印(包紙)	○浚明院(徳川家治) ●遠江国櫻原郡下湯日村養勝寺	「遠江国櫻原郡養勝寺領、同郡下湯日村之内3石5斗の事、並びに寺中山林竹木諸役等免除す、当家先判之例に依って永相違有るべからざる者也」(書下し)とある。		原本	状	1	○	77
34 16 2	B 2	天明8年 9月11日 (1788年)	大御所様御朱印(包紙)	○大御所(徳川家齊) ●遠江国櫻原郡下湯日村養勝寺	文章は通し番号33と同じ。いわゆる継目安堵状。		原本	状	1	○	77
35 20 2	B 2	天明8年 9月11日 (1788年)	文恭院様御朱印(包紙)	○文恭院(徳川家齊) ●遠江国櫻原郡下湯日村養勝寺	文章は通し番号33と同じ。いわゆる継目安堵状。		原本	状	1	○	77
36 33 2	B 2	天明8年 9月11日 (1788年)	なし(医王寺所領安堵状)	○なし ●なし	「遠江国櫻原郡岡田村医王寺領、同村之内9石5斗、同郡下江留村之内5石、合14石5斗の事、並びに寺中山林竹木諸役等免除す、当家先判の例に依って永相違あるべからざる者也」とある。いわゆる所領安堵状。	虫喰い	原本	状	1	○	77
37 13 2	B 2	天保9年 閏4月 (1838年)・戌	乍恐以書付御届奉申上候	○遠州櫻原郡下湯日村養勝寺 ●本多下絶守・牧野備前守様御役人中	拙寺が頂戴した朱印は次の通り。常憲院(綱吉)・有徳院(吉宗)・惇信院(家重)・浚明院(家治)・の御朱印。天明3年12月25日夜、拙寺焼失の際にこの朱印状を持ち出し保護したが、何しろ夜中の出来事で消防水に浸ったのか、水漬みが生じた。虫喰いもいつからか出来ている。このこと天明7年お改めの節報告したが、今回またお改めにつき報告する。		原本	状	1	○	77
38 24 2	B 2	天保10年 9月11日 (1839年)	慎徳院様御朱印	○慎徳院(徳川家慶) ●遠江国櫻原郡下湯日村養勝寺	通し番号33と同じ。いわゆる養勝寺にあてた継目安堵状。	包紙あり 虫喰いあり	原本	状	1	○	77
39 316 2	B 2	天保11年 11月14日 (1840年)・子	覚	○御知行所遠州櫻原郡下湯日村養勝寺 ●宮城大膳様御役所	御朱印懐に受取った、という請取状の覚。それに計495文の錢の覚紙あり、これは御朱印状請取りに関する費用か。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
40 303 2	B 2	嘉永4年 7月 (1851年)・辛亥	小末寺御朱印地除地有無 取調書	○櫻原郡下湯日村養勝寺:大宗 ●可睡齋御役寮	養勝寺末寺の御朱印地除地の有無については次の通り。養明寺(下湯日村):御黒印高2石、鐘林寺(上湯日村):寺中村餘地のみ、東泉寺(下湯日村):寺中全て年貢地、西方村(東深谷村):寺中全て年貢地、以上報告。		原本	状	1	○	77

分類:B-2 土地一免租地

No.4

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写 別	形態	数量	撮影 番号
41 215	B 2	嘉永7年 9月 (1854年)・寅	乍恐書付を以奉御届申上候	○遠州何郡(榛原郡)下湯日村:養勝寺 ●本多中務大輔・青山大膳亮御役人中	朱印お改めにつき報告、養勝寺が頂戴した朱印状は以下の通り。・常憲院(綱吉)・有徳院(吉宗)・恵信院(家重)・済明院(家治)・文恭院(家斎)。以上包み紙、本紙に虫喰い・水染みのあるものもある。	嘉永7年11月に安政と改元	原本	状	1	○ 77
42 29	B 2	安政2年 9月11日 (1855年)・卯	温恭院様御朱印(包紙)	○御恭院様(徳川家定) ●遠江国榛原郡下湯日村:養勝寺	「遠州榛原郡養勝寺領、同郡下湯日村の内3石5斗の事、並びに寺中山林竹木諸役等免除す、当家先判例に依って永相違有るべからざる者也」とある。	虫喰い・少々あり	原本	状	1	○ 77
43 6 2	B 2	万延元年 9月11日 (1860年)	章徳院様御朱印(包紙)	○章徳院 ●遠江国榛原郡下湯日村:養勝寺	文章は通し番号43と同じ、総目安堵状。 ※章徳院の「章」は「昭」の誤りで昭徳院すなわち徳川家茂であろう。		原本	状	1	○ 77
44 321	B 2	なし 4月9日 ・戌	なし(御朱印頂戴に付き相渡し)	○宮城巖之助 ●下湯日村:養勝寺	公儀より御朱印頂戴したのでこれを渡したい。今まで通り受取書と御朱印の写し、また名代の分も共に明10日の午時に持参し出頭せよ、という通知。		原本	状	1	○ 77
45 210	B 2	なし 4月 ・寅	御触 覚	○永平寺 ●可睡齋	御朱印を頂戴している寺は、領地面積の多少によらず、また御領・私領にかかわらず、その御朱印に写しを添えて、当寅年8月から10月迄の間に江戸へ持参せよ。そして本田中務大輔・青山大膳亮所へそのことを報告せよ、というお触れ。また御朱印状の写し作成のための細かい指示を記している。		原本	横	1	○ 77
46 59	B 2	なし	なし(寺領安堵状)	○なし ●なし	「遠江国榛原郡養勝寺領、同郡下湯日村の内、3石5斗の事、これを寄付し訖。全く収納すべし。並びに寺中山林竹木諸役等ありきたりの如く免除、永相違あるべからざる者也」(書下し)、とある。		原本	状	1	○ 77
47 306	B 2	天明8年 9月11日 (1788年)	なし(寺領安堵状)	○(11代將軍徳川家斎) ●(端昌院)	「遠江国榛原郡上庄内村端昌院領、同村の内5石1斗余の事、並びに院中山林竹木諸役等、当家先判の例によって免除す、永相違有るべからざる者也」		原本	状	1	○ 77

B-4 土地一所有地

48 247	B 4	慶安元年 5月14日 (1648年)・子	乍恐御訴訟申上候事	○湯日村:三郎左衛門、七郎右衛門等12名連印 ●御代官様	養性(勝)寺山内に井出沢という處あり、そこは先師文良和尚代より新田を少しづつ開発して來たところである。9年前の辰年、同村三郎兵衛と藤八郎が立合役となって、高2石8斗余りと定めて養性(勝)寺へ納入してきた。ところがこの藤八郎と三郎兵衛は当年春より他宗派に転宗し、この開発地は公儀の地と偽りを言い出した。しかし上記の経緯からも分るとおり、この地は養性(勝)寺の土地に相違ない。このことで養勝寺の土地という手形・御朱印を頂戴したく訴訟申し上げる次第である。		原本	状	1	○ 77
49 327	B 4	慶安元年 7月吉日 (1648年)・子	乍恐(目)安を以申上候事	○湯日村養勝寺 ●寺社御奉行所	養勝寺は石室派の門首小本寺で、寺領高3石5斗は伊奈備前守から認められた印形も有る。山林内に井出沢という先師文良代からの新田があつて、29年前辰年当村の三郎兵衛・藤八郎が立合い、この新田4石8斗と定め、9年以来寺納されて來た。上記両人は養勝寺の檀家、ところが当春、急に村人と徒党を結び、他の宗派のものだと主張し始め、前述の新田は養勝寺のものではなく外田であると代官に報告。そこで代官は検分し養勝寺山田と確認したにもかかわらず、上記両人は從わない。そこで養勝寺領とはっきりさせて置きたいで御朱印を頂戴したい。また養勝寺が3年前に藤八郎に預けた6両の金子、いくら請求しても返却しないので、この点も合わせて訴える。	紙破損、欠字部分もある。紙自体も疲労し、またシミもある。	原本	状	1	○ 77
50 248	B 4	慶安3年 2月18日 (1650年)・寅	乍恐御訴訟申上候事 (下書き)	○湯日村養勝寺 ●御奉行所	養勝寺が、下湯日村の藤八郎と上湯日村の三郎兵衛を次の理由で訴える。 ①兩人は代々 禅宗養勝寺の檀家、ところが一昨年に転宗、そして養勝寺山林内の内、井出沢の新田からあがる収入米の寺納入を拒否、またこの新田が他人の土地と主張し、作人の寺納もさせないこと、②寺の造営費として藤八郎に預けた金6両の返金をせまったが拒否されたこと、③金1両を10年前に三郎兵衛に貸したが、あれこれ言い逃れて返さない、④養勝寺の末寺2寺をつぶし、その1寺を淨土宗下におくこと、また村人を他宗派に転宗させること、以上、両人の行動を具体的に掲げて、訴訟沙汰となる。	通し番号48-49と関連する文書	原本	状	1	○ 77

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別	形態	数量	撮影	箱番号
51 252	B 4	享保9年 2月 (1724年)・辰	差上ヶ申一札之事	○星久保村庄屋:勘太郎、組頭:利左衛門、同七右衛門、同勘兵衛、百姓代:弥五兵衛、十郎兵衛 ●下湯日村養勝寺	この度下湯日村養勝寺御朱印の山林、七曲がり峰通り、古道より内において、星久保村の七郎兵衛が入り込み松木を伐採した。しかもこれを見付けた下湯日村組頭中に雜言を申し、自分がこの山を開発したことなどと言い張ることは許されることではないが、下湯日村の村役人に頼み入り許しを乞い、受け入れられる。		原本	状	1	○	77
52 11	B 4	嘉永4年 7月 (1851年)・亥	書付を以御届申上候	○遠州櫻原郡下湯日村養勝寺:大宗 ●可睡齋御役寮	去る戊年琉球人来府往復人馬縫立の費用を提出した折り、寺領の有無を届けるようお達しがあった。当寺は御朱印萬3石5斗地の他は一切なく、公儀からの御園役のみ勤め、諸役は免除されている。なお、小末寺の分は別に取調書を提出。	虫喰い少々 あり	原本	状	1	○	77

D-3 村制・戸口・村入用

53 259	D 3	文化14年 11月 (1817年)・丑	拝借申金子證文之事	○下湯日村庄屋:伝三郎、同七左衛門、組頭:清右衛門、同甚右衛門、百姓代:孫右衛門、外2名 ●養勝寺	金20両(江戸小判)借用。理由は当丑年の藤枝宿御伝馬助成金上納のため養勝寺錄所金を借用したもの。返済期日は11月15日、元利共に。利息は不記。		原本	状	1	○	77
54 296	D 3	嘉永6年 8月20日 (1853年)・丑	借用金證文之事	○下湯日村村役人・惣代借主組頭:庄九郎、證人:九平 ●本山養勝寺	金2両、これは私等金谷宿御伝馬出金に因り、止むなく本山に頼み込み借用したもの。利息は年1割5分、返済は来る丑年10月20日限りとする。	虫喰い著しく紙も疲労	原本	状	1	○	77

D-4 村制・戸口一戸口

55 310	D 4	享保15年 2月 (1730年)・戌	一札之事	○上吉田村龍光寺 ●下湯日村養勝寺侍司	下湯日村の五左衛門は代々養勝寺の檀家であるが、この度九左衛門新田に引っ越し居住する。それで養勝寺は遠くなるので九左衛門新田に居住する間は龍光寺の檀家同様にしてもらいたいと仰せ付けられた。そのこと承知との一札。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
56 27	D 4	安永7年 正月 (1778年)・戌	送り手形之事	○伊達方:慶雲寺 ●養勝寺知事	慶雲寺の檀家であった伊達方村の惣十の体が下湯日村の兵右衛門の養子として入ることになったので、以後養勝寺方に御印形してもらいたい。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
57 265	D 4	文政11年 11月 (1828年)・子	差上申宗判一札之事	○下湯日村伝兵衛親類:源八郎、同甚右衛門、同庄兵衛、庄屋:七太夫、同四郎兵衛 ●桜宗養勝寺	当村の伝兵衛家が先年から漬家になっていたが、善右衛門(元庄屋七左衛門の弟で江戸に居住)の所持高の内から6石8斗5合を分地して伝兵衛に相続させる、ということに村方親類一同申合せ、公儀からも許可された。この相続は宗門改めの後に決まったので、当子年から養勝寺の檀家となる、とする宗門一札。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
58 32	D 4	天保11年 6月 (1840年)・子	差上申人別證文之事	○遠州櫻原郡下湯日村養勝寺:大綱 ●可睡齋御役寮	当子年の御改めについては、寺内6人、内僧4人、俗2人、官城大膳殿に提出した通り相違ない。外に小末寺は御寺、内2寺は無住、などの2寺は僧2人、これまたその所の地頭に差出し済みとなっている。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
59 208	D 4	安政2年 正月 (1855年)・卯	宗門請書一札	○友田村妙照寺 ●湯日村養勝寺御知事	上湯日村の文次の娘そのは、この度拙寺妙照寺檀家上倉沢村の倉之助の妻として縁組した。以後"その"を妙照寺の檀家として加えるという、宗門引取状。		原本	状	1	○	77
60 19	D 4	安政5年 2月 (1858年)・午	宗門送り一札之事	○中内田村応声院 ●下湯日村養勝寺御知事	城東郡下本所村浪右衛門娘ふて(浄土宗応声院檀家)が養勝寺檀家東深谷村幸右衛門女房になる。この者幸右衛門と同じ檀家となつて応声院としては一向に差支えない、という宗門送り状。		原本	状	1	○	77

E-2 諸産業一小作

61 235	E 2	寛永3年 8月3日 (1626年)・丙寅	なし(茂右衛門屋敷手形)	○井出沢:茂右衛門 ●養性(勝)寺	茂右衛門は養勝寺に対して次の3カ条を約束する。①山林では下刈取りもしない。②屋敷については3年は作り取りにするが、3年過ぎれば村又は新田並みに年貢を納める。③寺への奉公は1ヵ月に3日宛て行う。以上誓詞一札。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
62 299	E 2	安永8年 10月 (1779年)・亥	借地證文之事	○下湯日村庄屋:伝次郎 ●養勝寺	上湯日村の惣十の弟甚蔵が貴寺養勝寺持高の内、中村屋敷の中に借地・居住したく申し出あり、貴寺にお願いし了承された。この甚蔵のことは我等今後村役人が責任を持つことを約す。		原本	状	1	○	77

E-3 諸産業一入会

63 233	E 3	寛文5年 7月4日 (1665年)・巳	相定申手形之事	○庄屋:仁左衛門、三郎兵衛、藤右衛門 ●養勝寺	養勝寺の山に入り盗みを働いた者への過料を記す。①馬で入った者は1貫文、②木やもやを盗んだ者1貫文、③徒歩にて入った者は200文。		原本	状	1	○	77
-----------	--------	------------------------	---------	----------------------------	--	--	----	---	---	---	----

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
64 42	E 3	なし 8月	乍恐口上書を以御願申上候	○(下湯日村養勝寺) ●(江戸地頭屋敷) ※しかし結局ここへは提出されず、村内部にて処理されている	養勝寺の檀家で下湯日村の百姓が徒党連判して、養勝寺山林の落葉・下刈・枯木等を他所へ一切売らせないと村役人にその願書を提出した。村役人はこれを納得せず養勝寺に相談。それで、下湯日村百姓の仕業は広く小百姓渡世の障害にもなるので、幡田と金谷の両宿の人馬は差し止めるととも、近村へは從来通り売ることにすると下湯日村徒党百姓に伝えられ所納得せず、寺の門前境に出てきて余所者通行人の邪魔をする始末。これは寺の衰微にも関ることなので止む無く江戸表へ訴訟を決意し本文に示す内容の口上書を用意したところが当村代官川村又兵衛の計らいで今度だけは許すことにして内済扱いとした。そこで下湯日村の百姓代表1人は組頭を伴い、近隣の青柳・井口・与五郎新田の3ヵ村へお詫びに回り、薪木等從来通りとすることを申伝えた。	村百姓の徒党による騒動なので分類は「A-3」にしてもよい 下書き文書	原本	状	1	○	77

F-1 商業一般

65 246	F 1	天保5年 5月 (1834年)・甲午	道具売渡手形之事	○下湯日村亮主:又兵衛、證人:四郎兵衛 ●下湯日村養勝寺御役僧	金子入用に付、下記の品全てを金1両2分2朱(江戸金)で売り渡す。①墨挽紋付20人前、但し2の腕付き、②墨請10人前、但し2の腰付き。 この売却について他より意見を挟む者はいないことを約す。		原本	状	1	○	77
-----------	--------	-----------------------	----------	------------------------------------	---	--	----	---	---	---	----

F-2 商業一金融

66 49	F 2	貞享元年 9月11日 (1684年)	永壳渡申湯泉寺下之烟	○壳主(次)、證人:伝三郎、同市郎兵衛 ●湯泉寺	1枚22歩(分米1斗3升8合)、これを金3分にて売り渡す。	虫喰いが目立つ	原本	状	1		
67 220	F 2	元禄11年 12月17日 (1698年)・寅	永預り申原芝間之事	○地主:八兵衛、證人:六兵衛 ●湯泉寺	合2枚歩の烟、これは湯泉寺烟そえにて、なみの仕度故、これを錢300文で取り替える。このことに付き親子・親類いずれも申し分なし。	虫喰い著しい	原本	状	1	○	77
68 223	F 2	正徳5年 12月9日 (1715年)・未	五年季=壳渡シ申田地之事	○下湯日村田地壳主:加左衛門、同村親類(次)、同村組頭:八左衛門、同村庄屋:又兵衛 ●下湯日村孫三郎	なべ田の下田5枚3歩(高5斗1升)、これは未年の年貢に因り、金2両1分にて5年季で壳渡す。	虫喰いあり	原本	状	1		
69 249	F 2	元文2年 2月 (1737年)・卯	五年季壳渡田地手形之事	○下湯日村亮主:又七、同證人:又右衛門、同村組頭:久兵衛、同七左衛門、同庄屋:次郎右衛門 ●下湯日村養勝寺御内所	去る辰年の年貢、急の取立てで困って1石9斗6升7合(坪付)の田地を5年季にて売り渡す。	元文2年は 已年 紙破損	原本	状	1	○	77
70 287	F 2	元文4年 12月 (1739年)・未	質流=壳渡シ申田畠之事	○下湯日村亮主:甚右衛門、同組頭:市郎兵衛、同七左衛門、庄屋:次郎右衛門 ●東泉寺	下田6枚18歩(分米6斗6升の地)、中畠21歩(分米5升4勺の地)、これは当未年の年貢納入の為質流れに壳渡したもの。このことに付き後々異議を挟む者はないことを誓う。	虫喰い・紙 疲労著しい	原本	状	1		
71 298	F 2	宝曆元年 12月 (1751年)・未	質流レニ壳渡シ申畠手形之事	○下湯日村亮主:作兵衛、證人:七左衛門、組頭:又右衛門 ●庄屋:又兵衛	坪付上納12歩(分米3升6合)、これは年々年貢未進が重なり、私所持の名田の内より上記坪付の畠を質流れに壳渡し、代金2分を受取る。	虫喰い・紙 疲労目立つ	原本	状	1		
72 236	F 2	宝曆5年 11月 (1755年)・亥	借用申金子之事	○上湯日庄村屋預主:三郎左衛門、小作請人:甚六、庄屋:藤兵衛 ●養勝寺	金3両(江戸小判)、これは年貢金として借用。この質物は田地3反、利息は村並みの利息とする。来る子年10月相場にて元利共に米で勘定返済する。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
73 260	F 2	寛政8年 4月晦日 (1796年)・辰	預り申金子之事	○豆洲田方郡田代村:叢林寺龍堂 ●遠州湯日村養勝寺副寺和尚	金10両(文字金)、これは養勝寺弟子方出世金として預ったものであるが、拙寺叢林寺にて止むを得ない入用があり、未年11月に借用した。年利1割5分とする。この金子、養勝寺で入用の節は元利共にいつでも返金すること約す。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
74 227	F 2	享和3年 6月 (1803年)・亥	借用申金子之事	○借用主:又兵衛、證人親類:伝兵衛 ●養勝寺	金1両2分(江戸文字金)、これは止むを得ない入用のことがあり借用する。質物は中原の畠8畝歩、利息は年利1割5分。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
75 294	F 2	享和3年 6月 (1803年)・亥	押借申金子之事	○善林寺道阪 ●養勝寺方丈	金5両、これはよんどころなき入用事があつて押借したもの。返済は元利共に来る11月とする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
76 214	F 2	文化6年 正月 (1809年)・巳	取替證文之事	○下湯日村賣主:平蔵 ●同村亮主:養勝寺	茶畠3斗5升地、代金2両にて買取る。但し、年季が明ければ何年経過しようとこの茶畠を返済する、と約す。	虫喰い、欠字あり判明できない文字もある	原本	状	1	○	77

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号	
77 288	F 2	文化10年11月 (1813年)・酉	借用申手形之事 (包み紙あり)	○沼伏村:常右衛門 ●下湯日村養勝寺	米2俵(この他金1分)、これは私当酉年の入用に差詰り借用したもの。返済は戌年4月とする。※包み紙には「米2俵貸し、沼伏常右衛門證文」とある。	虫喰い、紙疲労	原本	状	1			
78 244	F 2	文政9年2月 (1826年)・戊	仮證文之事	○下湯日村買主:湯泉寺、證人:庄屋:四郎兵衛、同七太夫 ●同村:孫右衛門	下畠2畝歩(分米1斗他)、場所は上え原(伝吉分)、これは代金2朱を貸した分の質物であるが、金子返金したので證文を返却すべき処、紛失してしまったので、古證文が見つかるまで本仮證文を渡し置く、という仮證文。		原本	状	1	○	77	
79 21	F 2	文政10年6月 (1827年)・亥	内済證文之事	○上湯日村当人:甚六、親類:八右衛門他4名 ●下湯日村:伝三郎、同村御役人中	下湯日村の伝三郎の申し出は文政2年の暮れに上湯日村甚六へ金2両貸している、と主要するのに對して、甚六は儘に卯年の暮れに伝三郎から金1分・銭3貫文借りているが、金1両は翌辰9月に返済したとい。しかし双方とも証拠となるべきものを紛失し決着がつかない。しかし甚六が伝三郎から金1分・3貫文借りたといふことは證文はないが、自身の口上でわかる。そこで養勝寺と沼伏村惣右衛門が仲介人となり、甚六借用の1分と3貫文は去る辰より当亥年6月まで7ヵ年半の利子を加え、1両1分2朱・銭642文として伝三郎が受け取り、双方異論なし、ということで落着する。	・縦目2カ所3枚に分離 ・虫喰い、欠字あり	原本	状	1	○	77	
80 254	F 2	天保2年正月 (1831年)・卯	田畠五ヶ年賦取賄相頼證文事	○養勝寺 ●村役人中庄屋七太夫	近来寺は諸入用が多く、以下の寺所持の田畠を庄屋へ年賦売りをすることにした。①畠田の上田3反1畝4歩(田畠成り)、②弁天前の下田1畝24歩(田方)。①+②=分米4石2斗9升7合3勺1才、外に高1石7升8合の原畠あり。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77	
81 307	F 2	天保5年4月27日 (1834年)	借用申金子之事	○中里村借主:密蔵院、波津村籠宝院、相良:甚左衛門 ●養性(勝)寺方丈	金1両、これは要用につき借用したもの。9月までに元利共に返済することを約す。		原本	状	1	○	77	
82 15	F 2	天保5年12月 (1834年)・午	借用申證文之事	○福岡町借主:成松院、證人:甚兵衛・長兵衛、清七 ●湯井(日)村:養勝寺	金3両、これは要用につき借用したもの。質物は自分家屋敷とする。返金は来る未9月限り元利共に返済を約す。		原本	状	1	○	77	
83 2	F 2	天保9年11月 (1838年)・戌	譲り売渡シ山證文之事	○下湯日村上組売主:清右衛門、親類:金右衛門、半右衛門、百姓代:藤吉、与頭:庄太夫、庄屋代:次郎右衛門 ●同村:森右衛門	「字すやしき畠南の山1箇所一草高5升地添えて一」、これは当戌の年貢・諸入用が重なり仕方なく売り払い、その代金4両を受取る。この山売却については他から文句をつけるところはない。		包紙入り	原本	状	1	○	77
84 230	F 2	弘化3年4月 (1847年)・午	土山売渡證文之事	○売主:権兵衛、近所:平五郎、五人組合:半次郎、組頭:文五郎、庄屋:七太夫 ●同村養勝寺	諸山常てん山の内、土山1箇所(但し境は養勝寺山続きの北の角)、これは私所持の山だが、この度飯米等に差し支え、あなたに金900文で売渡す。この山のことでの村中異変を覚えるものはいない。		包紙入り	原本	状	1	○	77
85 325	F 2	嘉永2年11月 (1849年)・酉	借用申金子之事	○押借主:左五左衛門 ●永龍寺御世話方中	金10両(通用金)、これは私止むを得ない理由で押借したもの。その質地は下田5畝19歩の所持地、返済は御寺が入用の時とし、その時すぐに返却するものとする。もし返済が滞る場合はこの質地を村役人に提出し、寺には迷惑かけない。		包紙あり、「證文住吉三右衛門」と記載	原本	状	1	○	77
86 243	F 2	嘉永4年12月3日 (1851年)・亥	時證文	○下湯日源五郎、證人:竹次郎 ●養勝寺	金2両2分(文字金)、内2両1分は竹次郎受取り、残金1分は自分が受取る。12月20日までに返金する。		原本	状	1	○	77	
87 301	F 2	嘉永5年12月 (1852年)・子	借用申金子之事	○下湯日村:ふみ、上湯日村證人引受:三郎左衛門 ●養勝寺御納所	金1両、これは畠年貢に因り借用したもの。返済日は来る丑年4月晦日と決める。	虫喰い著しい	原本	状	1			
88 257	F 2	嘉永6年12月29日 (1853年)・丑	借用申證文之事	○借主:門前神(欠)藏 ●御本山養勝寺御役寮	金1朱400文、これは子・丑の年貢に因ってやむなく押借したもの。質物は所持地年貢米1俵1斗6升5合の地(1俵4斗入り)、3月15日迄に利息を添えて返金。		原本	状	1	○	77	
89 10	F 2	嘉永6年12月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○東深谷村借主惣代:勘右衛門、組頭證人:代次郎、庄屋:伊左衛門 ●御本山養勝寺御役寮	金2両1分余り、これは私共当暮れに支払いの利息金に差し詰り借用したもの。返済は来る寅3月晦日限りとし、遅滞なきよう急度納める。		原本	状	1	○	77	

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写 別	形態	数量	撮影	箱番号
90 219	F 2	嘉永7年 8月 (1854年)・寅	為取替一札之事	○下湯日村東泉寺養勝寺役寮、同所且中惣代: 半右衛門 ●下湯日村東泉寺取次且中:新蔵	拙寺養勝寺が貴殿(新蔵)に貸し付けた屋敷は、養勝寺末寺の東泉寺中に ある。これは拙寺養勝寺と檀家が相談の上貴殿へ貸し付けたもので、その證文1通養勝寺へ儘に預った。詳しいことは本證文の通りとし、今後心得違いの ないように承知されたい。		原本	状	1	○	77
91 242	F 2	安政3年 11月 (1856年)・辰	借用申金子之事	○伊達方借用主:慶雲寺、西方村證人:龍雲寺 ●なし	金15両、この内金5両は巳年11月22日に請取、これは止むを得ない要用にて 常現寺講事落札金の内より借用したもの。質物として拙寺小掛1口分を書き 入れ。	虫喰い著し い、	原本	状	1	○	77
92 295	F 2	安政4年 12月 (1857年)・巳	借用申米證文之事	○下湯日村借主:小右衛門、證人:文五郎 ●当村御本山	米1俵1斗5升(但し東泉寺作徳米の内より)、これは巳年の年貢米上納の処、 当秋達作で止む無く本山から借用したもの。返済は午年3月限りとする。		原本	状	1	○	77
93 225	F 2	安政7年 4月15日 (1860年)・申	覚	○前玉村:代助 ●下湯日村:養勝寺	金2朱、要用につき借用する。返済は明16日、その誓約書をかいたもの。		原本	状	1		
94 258	F 2	なし 4月16日 ・申	覚	○阿州:泉屋為兵衛 ●用正寺(養勝寺)	金2両借用する。この年の暮れ迄に返済を約す。		原本	状	1	○	77
95 253	F 2	なし 4月 ・午	覚	○七太夫 ●御本寺方丈	①金4両は巳年12月に借用、②金11両は当午年4月より借用のもの。合計金 15両、以上の通り證文の照合差上げ。		原本	状	1	○	77
96 289	F 2	なし 12月23日	覚	○下湯日村:伝助 ●上湯日村甚六	金1分請取の覚え。		原本	状	1		
97 5 2	F 2	なし 12月26日 ・未	覚	○九左衛門新田:定八 ●上湯日村:甚六	金1分2朱(その利息286文)を請取る、その覚。		原本	状	1	○	77
98 25	F 2	なし 12月27日	覚	○預り者 ●甚六	金2朱、この金子、甚六より儘に請取る、との覚。		原本	状	1		

G-3 交通・通信一通行

99 277	G 3	天保15年 2月 (1844年)・辰	差上申一札之事	○下湯日村太市兄:孫三郎、親類伯父:源右衛門、五人組合:金右衛門、同半右衛門 ●養勝寺御役寮中	孫三郎の弟太市は病身にて百姓渡世は困難。そこで本人は心願のため讃州金尾羅山並びに諸国神社仏閣拝礼の旅に出たいという。このこと親類・五人組、村役人名中から了解をとった。については往来手形を交付して欲しい、とい う願い。		原本	状	1	○	77
100 271	G 3	安政2年 9月 (1855年)・卯	差出申一札之事 (包み紙入り)	○下湯日村:勝五郎、同人本家:藤吉、同人親類: 清七、同平七、同村役人代・組頭:庄九郎 ●養勝寺御納所	勝五郎の妻ふよは病身につき、心願の為諸国神社仏閣拝礼の旅に出たい、 といふことで親類・組合相談の上決まりた。そのため往来手形の交付を頼った ところ、承諾された。この件につきお寺には迷惑はかけないことを約す。	包み紙に 「一札、勝五 郎親類」とあ り、	原本	状	1	○	77

I-1 災害・救恤一災害

101 302	I 1	安政2年 10月 (1855年)・卯	差出申一札之事	○下湯日村当人:善兵衛、親類:藤五郎、組合: 藤右衛門 ●本山養勝寺	養勝寺檀家善兵衛の伴龜次郎が、去る寅年の暮れ地頭様へ奉公にあがつ ていたが当10月2日夜大地震で屋敷全壊、龜次郎も即死、のこと親類・組 合一同見届けたこと間違いない、以上申し上げる。		原本	状	1	○	77
------------	--------	-----------------------	---------	--	---	--	----	---	---	---	----

K-1 宗教・習俗・身分一宗教

102 232	K 1	元禄4年 8月28日 (1691年)・未	口上書	○常勝寺黙山、慶雲寺麟堂、常現寺順順 ●可睡齋御役者中	長松院伝法を仰せ付けられたので26日に登山し、長松院の先例を立てよう 訴えたいとお願いしたところ、伝法前のことならともかく、伝法後なのでいくら 訴えてもかなえられない、という回答。そこで、長松院移替わりの節、お門中 に嗣法仰せ付けられれば、一派門首先例共に相立つことになりありがたい。 拙僧共の願いの通りにしてくれるようお願いしたい。		原本	状	1	○	77
103 312	K 1	享保10年 2月11日 (1725年)・乙巳	一札之事	○現在雷峰、西方寺・龍雲寺・新坂町常現寺 ●養勝寺隣居密巖和尚	密巖和尚が隣居するということで、その後住として私雷峰が任命された。同所 3年経過後隣居した場合は、隣居料として米12俵、味噌・大豆1俵、それに夏 は反物1、冬は紙か綿か銀かを2ヶ完て例年差上げる。	紙破損あり	原本	状	1	○	77

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写別	形態	数量	撮影	箱番号
104 224	K 1	享保13年 3月20日 (1728年)・戊申	売渡ス申切認證文之事	○売主:文右衛門 ●下湯日村:東泉寺	證文通り、250文受け取った。差出した田地については一切異論はない。	虫喰い著しい 分類F-2が妥 当か	原本	状	1		
105 228	K 1	享保16年 9月 (1731年)・亥	平僧徒	○なし ●なし	①入仏安坐、点眼は禁止、②墓・石塔の移動、卒塔婆の点眼の禁止、など寺 勤めにかかることから、③女人は母・姉妹六親であっても寺内で抱え置き 禁止、等俗的事が至るまでの平僧の厳守すべき徒が17ヵ条にわたり記載され る。そして最後に、以上の条目を厳守し過失なきようにせよ、小末寺の不勤を 本寺は見逃してはいけない、また近ごろ博奕等を行い、金銭の頼引きありとも 聞く。このような門中誰人たりとも見逃すな、と戒めている。	破損部分有 り、また紙面 の下分に目 立つシミが ある	原本	状	1	○	77
106 315	K 1	享保19年 7月 (1734年)・甲寅	縦類様(頸縦之法)	○道大通叟付与玉龍長者 ●なし	訴訟経官處、此文ヲ書メ、左ノ耳ニ付ル也、ムクロは後カラ縦也、衆怨悉ク退 散此文ヲ書メ、右ノ耳ニ付ケ衆怨散類ヲ取擧ル時、此文を唱也(以下略) 僧 侶としての戒めを説いたものか。		原本	状	1		
107 206	K 1	寛延3年 2月 (1750年)・庚午	差上申一札之事	○西方寺鑑寺万端 ●御本山養勝寺侍者中	拙僧万端は東深谷村の西方寺の鑑寺を仰せつかつた。鑑内の門役、壇用は 急度相勧めることを約す。本寺・檀家には一切迷惑のかかるような事はしない ことを誓う。文末に東深谷村の檀家代表4名の奥書きあり、そこには「西方寺の 鑑寺については我らがお願いした通り万端に仰せ付けられ有り難い。この僧 侶に何か起こつても養勝寺に御世話かけることはしない」としている。		原本	状	1	○	77
108 36	K 1	寛延3年 2月 (1750年)・庚午	捷	○養勝寺印提 ●養明寺	次の五ヵ条の捷を掲載する。①掃除・勤行・亡者祭を怠らない。②博奕諸勝 負は勿論・狂歌舞等は不家業なので禁止。③壇用の為夜中の一人歩きは 勿論白衣にて在家往来は禁止。④寺の補修は檀家の資力、その寺相応に し、釐りに借金することを禁止する。⑤由縁なき不遊者は釐りに寄宿させない		原本	状	1	○	77
109 314	K 1	寛延3年 6月7日 (1750年)・庚午	口上之覚	○様原郡下湯日村養勝寺印提、佐野郡日坂町 常現寺智丈、同郡伊達方村慶雲寺林鳳、城東 郡西片村龍雲寺了玄 ●可睡齋御役案	この度長松院開山石宙派門役輪番の順次が定まらず、正月に本山に集まつた 時、詳議の上で可睡齋へお伺い立て、その指示に従うということになった。 それで長松院2代役後は門葉が最初に勤める。	紙面上部に 虫喰いあり	原本	状	1	○	77
110 284	K 1	寛延3年 11月14日 (1750年)・庚午	差上申貰板證文之事	○長松院・養勝寺・常現寺・聖寿寺・龍雲寺 ●可睡齋御役案	今般石宙派の輪番順次について、本寺長松院と末寺聖寿寺とで論争、これ を放置しては置けず、和融内済すべく次のような取り扱い条目を提案し、受け 容れられ内済となる。①大洞院住輪次は前々の通り我ら6寺で順廻、②懸持 寺住輪次は一定していないので、先ず長松院が勤め、次に養勝寺、常現 寺、聖寿寺、慶雲寺、龍雲寺の各寺を巡回する、など全部で6ヵ条ある。		原本	状	1	○	77
111 231	K 1	寛延3年 12月17日 (1750年)・庚午	差上申一札之事	○上湯日村:鑑林寺、同村:六兵衛、市郎兵衛、 幸八 ●御本山養勝寺侍者中	自分鑑林寺住職に就いた以上は次のことにして厳守する。①掃地勤行亡者祭等 一切怠慢しない。②博奕・諸勝負・狂歌舞はしない。③寺の修復はその 寺、檀家相応にして釐りに借金をしない。④檀家の用事もないのに昼中に歩 かない、等5ヵ条。		原本	状	1	○	77
112 35	K 1	寛延3年 12月 (1750年)・午	一札之事	○歐州歐村:總善寺 ●遠州湯日村養勝寺方丈	拙寺總善寺の末寺善能寺の僧が今度貴山末寺正林寺へ移転の願い出あ り、異論なく許可したことを告げる。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
113 22	K 1	宝曆6年 1月15日 (1756年)・丙子	差上申證文之事	○遠州佐野郡奥野村長松院末同様原郡下湯日村 養勝寺法幢新印提佐野郡奥野村長松院證人活 山鉄獅御役案 ●可睡齋	養勝寺印提は同郡上庄村内村瑞昌院へ、享保11(1726)年夏から修業により30 年の修業を成就した。「首座寮金」はお定めの通りとし、取りすぎは決してしな いこと、としている。		原本	状	1	○	77
114 205	K 1	宝曆6年 12月21日 (1756年)・丙子	乍恐口上書を以願上候事	○養明寺洞林 ●御本山養勝寺侍者中	私當寺の住職になって以来、殿堂修復等を怠り、田畠の収穫も不作で日常 の経営も困難、住持職も勤めがたくなっている。それ故私は寺を出たい。この ことお願いしたい、との申し出。この件許可される。		原本	状	1	○	77
115 217	K 1	宝曆7年 12月 (1757年)・丑	預り申松林寺祠堂金證文 之事	○上湯日村預主:六兵衛、同村證人:藤兵衛、同 市郎兵衛 ●養勝寺・松林寺	金4両(江戸文金)、これは元寺の中の立木全部完却し祠堂金としたもの。こ のことで私、年貢米に困って4両の金子を預った。この金子寺が入用の時迄 私が預り、利息(年1割半)共毎年11月に勘定する。質物は、上田1反5畝10 歩、中田1反5畝25歩とする。	分類はF-2 としてもよい	原本	状	1	○	77
116 266	K 1	宝曆11年 10月 (1761年)・巳	一札之事	○遠州下吉田村触頭文殊院同国五左衛門新田大 乗院 ●養勝寺様御役僧中	下湯日村大徳院家内の者等が死滅した時は養勝寺に引導・宗門人別印形 を願いたい。院主1人は後住に至る迄当方文殊院・大乗院で宗門印形を行 う。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
117 309	K 1	明和6年 5月 (1769年)・己丑	差上申取扱済口證文之事	○永郷院宣鑑・永源寺義産・春林院寛悟・乗安寺大槻 ●可睡齋御役寮	この度常現寺智丈長老が隠居を願い出た。その後住をめぐり本寺と末寺で意見異なり、その為末寺常現寺とその同門の養勝寺・慶雲寺・龍雲寺は窶い状を、本寺長松院は訴状を出し争論となる。これは可睡齋役寮、又本末一統の難儀となるので、我ら永郷院・永源寺・春林院・乗安寺各僧が仲介となり役寮からも指示も得て儀規別紙の通り双方相談し納得した。それで末寺からの訴状、本寺からの訴状を取り下げる、と済口證文を提出する。	奥書として長松院、養勝寺、常現寺・慶雲寺・龍雲寺各僧の連名がある。虫喰い著しい	原本	状	1 ○	77	
118 194	K 1	明和6年 (1769年)・己丑	信施論	○なし ●なし	明和6年に瑞方面山が撰んだものを嘉永3年に写す。「信」は道元の功德、「施」は在家では金銀、米穀のこと、僧家にては仏經祖縁のこと、ある。		原本	縦	1		
119 323	K 1	明和8年 6月 (1771年)・卯	「口上之覚」 「乍恐書付を以御願申上候事」	○遠州佐野郡奥野村長末庵徳巖 ●可睡齋御役寮	豊田郡岡村の聖寿寺の大印長老が、去る寅年秋以来長松庵3代宗普の遺言(本末礼式を免許されていること)通り、札式免許の願いをだした。しかしこのことは本末連印の書付けを寛延連中に録所に提出した以上は受理されない、ということで、両者対立。つまりこの件は長松庵一寺のみでは決定出来ない、本末の儀規を立て、将来違乱のないように配慮を顧ったもの。		原本	状	1 ○	77	
120 213	K 1	明和9年 8月12日 (1772年)・辰	差上申證文之事	○東泉寺龍國 ●養勝寺	東泉寺住職就任の龍國が間違いのないように急度勤める、という誓約書。文末に、下湯日庄村屋伝次郎が養勝寺宛ての奥書がある。それによると、龍國は先師の弟子で、檀家が推薦したことが記されている。		原本	状	1 ○	77	
121 240	K 1	安永3年 11月 (1774年)・午	一札之事	○門前・喜左衛門・勝兵衛、同所親類:伝右衛門 ●養勝寺	今度父喜左衛門が死去した。墓所がなくこれを境内の中にお願いしたが拒否された。しかし喜左衛門夫婦共、長く寺へ奉公して来て家来同様であるということで結局は許された。しかしこれは別格で、重ねてこのようなことはお願いしないことを約す。	紙面虫喰いあり	原本	状	1 ○	77	
122 26	K 1	安永7年 3月15日 (1778年)・戊戌	一札之事	○金谷町洞善院 ●湯日村養勝寺知事師	養勝寺末寺の東深谷村西方寺留守居の丁心坊は洞善院檀家であるが、一方病死の時は養勝寺にて焼香して頂きたい。それが本人の願いである。		原本	状	1 ○	77	
123 311	K 1	安永9年 5月 (1780年)・庚子	覚	○松林寺 ●太田備後守様御内閣根小兵衛・中村権右衛門	遠州織原郡上湯日村惣宗御除地松林寺これは相違ないことで、同国同郡下湯日村養勝寺の末寺である、と上申。		原本	状	1 ○	77	
124 226	K 1	寛政元年 2月28日 (1789年)	總持寺住持職事	○右中弁良顯 ●大林寺義蒿和尚禪室	總持寺の住持職を請けられることになったこと、国家安全、宝折長久を祈りあげる。	包み紙入り	原本	状	1 ○	77	
125 209	K 1	享和3年 11月11日 (1803年)・癸亥	なし (養勝寺再建棟札写し)	○なし ●なし	「奇語宋無諱火光速入地日清明幸奉再建庫裏一宇山門繁昌修造無難祈修 家在壬癸神日歿四海水 天長地久」とある。そして年号(享和3)を記し、大工棟梁遠州織原郡上新田村:紋次郎、木挽当国中山:政右衛門、養勝寺8世義蒿代、と書いてある。		原本	状	1 ○	77	
126 305	K 1	文政3年 10月 (1820年)・辰	差上申書付之事	○養勝寺義蒿・長松院:戒伝 ●長松閣居密仙大禪師	金10両の内、5両は徳巌禪師へ、あとの5両は密仙禪師へ。以上10両の金子受取る。毎々仏餉茶湯に勧める。密仙大禪師の5両の分は、生涯の内、1割の利息で毎年上納することを約す。		原本	状	1 ○	77	
127 207	K 1	文化4年 7月4日 (1807年)・卯	一札之事	○上湯日村組頭:甚六、同仙右衛門、庄屋:三郎 左衛門 ●下湯日村養勝寺	私共村方地内(上湯日村)に養勝寺の末寺養明寺がある。その留主居憲僧が死去した。立合い調査した所卒中のようだ。其の地に引取りにつき一札。	虫喰い著しく、紙もかなり損傷	原本	状	1 ○	77	
128 83	K 1	文政8年 4月8日 (1825年)・酉	なし	○なし ●なし	文政8年酉4月8日、同国同郡菅ヶ谷村草庵院13世 法仙和尚得度、文政3年8月15日出生。		原本	縦	1		
129 245	K 1	文政11年 8月 (1828年)・子	覚	○庄屋:七太夫 ●養勝寺	①坪2反、下田6畝歩一湯泉寺證文1通、②本多宗右衛門殿法名1本、以上2つ帰村するまで儘に預る、とする覚。	虫喰い多い	原本	状	1		
130 319	K 1	天保4年 6月 (1833年)・癸巳	覚	○奥野村長松院:渡雲 ●湯日村養勝寺御知事	金2両、これは大洞院輪番に付き、その助金として儘に受取る、とする金子請取の覚。	虫喰いあり	原本	状	1 ○	77	

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
131	K 320 1	天保4年 (1833年)・巳	輪番一条之事	○金龍山20世大綱代 ●なし	山口村の慶雲寺に大洞院輪番がめぐって来たが、この慶雲寺は焼失したので本寺の長松院が代わりに輪番を勧めることになる。これより大洞院輪番は順次に勤めるものとする、と記載する。 包み紙に「請取、大洞院輪番助金請取、当山20世代」とある。	包み紙入り虫喰い・紙の破損あり	原本	状	1 ○	77	
132	K 293 1	天保10年 2月5日 (1839年)・亥	差出申一札之事	○沼伏村:平右衛門、親類:惣代:与四郎、名主: 儀右衛門、組頭:惣右衛門 ●下湯日村禪宗養勝寺	沼伏村出身で江戸の岡松屋清治郎方に借家住まいをしている平右衛門祖父文吉が去る戊午12月に帰国しているが、当亥正月に急に病気となる。そして看病むなしく4日夜病死。借家住まいでの宗旨がないので養勝寺に御焼香願いたい。		原本	状	1 ○	77	
133	K 270 1	天保12年 正月 (1841年)・丑	差上申證文一札之事	○下湯日村施主:長次郎、親類:甚五右衛門、同 村庄屋:七太夫 ●御本山養勝寺御役僧	土山一ヶ所(原山字御屋敷畠南)荒高5升の地所、代金5両。これは私先祖代々諸寺の菩提の為に祠堂料として布施したもの。当山林はお寺が永久に支配し、上木を切取っても当方は文句はない、と約束。	包み紙あり「長 次郎祠堂山證 文」と記載。	原本	状	1 ○	77	
134	K 300 1	天保13年 7月 (1842年)・寅	衆寮請一札之事	○柏原村泰善寺 ●養勝寺	泰善寺衆寮の実勇僧がこの度養勝寺末寺の東泉寺鑑寺に仰せつけられた。檀家のことなども十分心得させ、養勝寺には苦労はかけないことを約す。	虫喰い著し い	原本	状	1 ○	77	
135	K 317 1	弘化2年 6月13日 (1845年)・乙巳	一札	○本州青池村円城寺 ●湯日村養勝寺知事禪師	拙寺円城寺の衆寮哲川が、この度養勝寺末寺の湯日村松林寺の鑑司職を命ぜられた。この哲川の身元については円城寺で責任を持つ。		原本	状	1 ○	77	
136	K 318 1	嘉永2年 6月6日 (1849年)・酉	覚	○奥野村長松院 ●湯日村養勝寺御知事・惣御旦方中	金4両1朱と錢450文、これは当秋より総持寺の輪住に当り、その助金として鑑に受取る。		原本	状	1 ○	77	
137	K 28 1	嘉永5年 4月 (1852年)・壬子	差上申人別證文之事	○下湯日村養勝寺丈宗 ●可睡齋御役寮	当子年の人別改めについて、当寺には6人(僧5、俗1)の在住である。このこと間違はない。但し末寺4ヶ寺については2ヶ寺無住、残り2ヶ寺は僧2人となっている。		原本	状	1 ○	77	
138	K 304 1	嘉永5年 12月 (1852年)・壬子	差上申一札之事	○下湯日村東泉寺且中惣代:庄太夫、文五郎、 半右衛門 ●御本山御役寮	祝道と申す帰衣僧こと、東泉寺鑑寺にお願いしたところ、御本山の許可を得て寺衆寮として頂き有り難い。この僧に付き本山に苦労かけないことを約す。		原本	状	1 ○	77	
139	K 279 1	嘉永6年 3月27日 (1853年)・丑	差上申御願書之事	○施主:鎌塚兵衛、親類惣代同所:久作 ●御本山御役寮	御本山檀家の鎌塚の久兵衛が病死した。その際御焼香を願ったところ格別に御焼香してくださり、親類一同感謝している。このことで本山に迷惑はかけない。		原本	状	1 ○	77	
140	K 9 1	嘉永6年 9月 (1853年)・丑	衆寮請一札之事	○中島村:盤石寺 ●湯日村養昌(勝)寺副寺大和尚	拙寺盤石寺の衆寮覚山が養勝寺末寺の湯日村東泉寺鑑司に命ぜられた。かくなる上は寺の勤め、檀家や寺の用務を大切に勤めることを誓う。	包み紙あり	原本	状	1 ○	77	
141	K 239 1	安政2年7月25日 (1855年)・卯	一札之事	○西方村龍雲寺 ●湯日村養勝寺大方丈	養勝寺衆寮の桂覚僧は拙寺龍雲寺末寺天養院鑑司職を務めてきた。今度山口の慶雲寺末寺源心庵壇中が帰衣したこと、移転の願いが出された。これを承し、衆寮請けの一札を差し戻すべき處であるが見当たらない。見つかる迄この一札で代行したいので承引きされたい。	包み紙入り	原本	状	1 ○	77	
142	K 211 1	安政4年 3月 (1857年)・丁巳	宗門取替一札之事	○富田村善福寺 ●湯日村養勝寺御知事	養勝寺且那東深谷村勘左衛門の娘(23才)はこの度富田村久左衛門体三吉の妻となる。それで当年巳より拙寺善福寺にて宗門印形したい、といら宗門引取状。	分類はD-4 が妥当	原本	状	1 ○	77	
143	K 282 1	安政5年 (1858年)・戊午	御録山人別帳案文	○なし ●可睡齋御役寮	「差上申人別證文之事」として、「当午御改めに付き寺内僧何人、俗何人、領内寺何ヶ寺、人別男何人、女何人…」とその書き式を記載したもの。		原本	縦	1		
144	K 283 1	安政6年 7月 (1859年)・未	御尋=付奉書上候	○遠州佐野郡奥野村長松院末同国棟原郡下湯 日村:養勝寺大宗 ●可睡齋御役寮	お尋ねに付き下記の通り回答する。①「永平宗祖木像」:これは古来より存在したか否か、養勝寺が度々焼失しているので不明、ただ天保6年2月に新しく建立。②「開山教之一説和尚像」:これは古来よりそのまま在來の様子であるが、大破につき天保6年2月再改修。③「古伝衣開山教之一説和尚」:これは伝衣九条赤地金蘭衣羅絹あるも年代は不明。④弘化5年3月修了惣持寺伝衣之節、掛絡拜戴、裏面に花押あり。		原本	状	1 ○	77	
145	K 281 1	文久元年 7月 (1861年)・酉	御触	○なし ●なし	曹洞宗の三衣(3種の袈裟)改正の御触れが出て、ついこの間渡したが、これによつて宗門の僧侶間でトラブルが生じた。のこと上申した処、再調査した上で決めるので追って沙汰があるまで、去る午年4月に申渡した仕込みの通りに行え、との御触れ。外に副連書あり。		原本	横	1 ○	77	

通し番号	分類整理番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原字区別	形態	数量	撮影	箱番号
146	K 79	明治3年 8月 (1870年)・午	なし(湯日地区曹洞宗3ヶ寺除地等書上)	○略 ●崎田御役所	養勝寺、東泉寺、松林寺の3カ寺について、その境内反別、檀家、元朱印地を記載し、役所へ提出したもの。		原本	綴り	1	○	77
147	K 255	なし 3月晦日	(書状)	○谷田川:七太夫 ●養勝寺御方丈	井口村に何か故障があつて(具体的には不明)出府の必要が生じ、井口村の領主宮城氏の居場所を江戸表に問い合わせたものと思われる。これに対して本書状で次のように回答している「宮城城之助御屋敷御用入重役の高橋善藏、水落看左衛門須田新之丞の宿所は小石川春日町大黒屋長右衛門である。その他は不明」。		原本	状	1	○	77
148	K 23	なし 5月23日 ・申	覚	○黒田次兵衛 ●養生(勝)寺	「金2両入り、いづみ屋宇兵衛殿持ち込み172文、左の通り請取」		原本	状	1		
149	K 324	なし 6月12日 ・未	副達・別達 (諸寺院への戒めについて)	○可睡齋 ●遠州諸寺院	達しの内容の主旨は次の通り、①御朱印を写す時は汚さないように注意せよ、②代官・領主・地頭の名前文字を間違いないようにする、③宗門3衣については本山にて調べがあるので、委細はそれぞれ末寺に布達すること…等、諸寺院の注意事項が39項目で示される。		原本	状	1	○	77
150	K 285	なし 9月19日	(書状)	○養勝寺黙岩 ●長松院	拙僧は願い通り天沢長老より後住職を仰せつかつた。そしてそれは檀家や末寺にも容認された。のこと自分自身登山してお札を申し上げる處、病気のため使僧に書状を持たせてあいさつする次第。		原本	状	1	○	77
151	K 30	なし 11月23日 ・申	覚	○原之平:伊兵衛 ●養勝寺	申の御用金1貫137文これたしかに受取る、とする請取の覚。	紙疲労、虫喰いあり	原本	状	1	○	77
152	K 221	なし 12月12日 ・巳	なし (挨拶状の扣)	○親類上湯日村:八郎一 ●下湯日村養勝寺	今日私の女子の死亡に付き、お見舞いの為親類八郎一まで御使僧を賜りお札申し上げる、とする挨拶状の扣。		原本	状	1		
153	K 272	なし 12月12日 ・巳	なし (挨拶状の扣)	○女子親:上湯日村三太夫、親類同村八郎一 ●下湯日村養勝寺	今日は三太夫の女子の死去に付き、見舞いとして親類八郎一まで御使僧を遣わされお札申し上げる。	通し番号 152と同じ	原本	状	1		
154	K 333	略	(勤行関係文書)	○略 ●略	略		原本	縦	3		
155	K 313	なし	衆寮請一札之事	○なし ●高尾村石雲院御役寮中	末寺檀家が一僧侶を鑑司にする場合、事前に用意する書、すなわち鑑司指名の願文と引受の一札の雰形をのせる。	虫喰いあり	原本	状	1		
156	K 218	なし	別啓	○隱居 ●義香長老	広巳寺から次のような伝文あり、「秩父34ヶ所の札所觀音を江戸浅草觀音寺にてご開帳したい、これを引き受けてくれるか否かの尋ねの使僧がやってきた。住職のいない寺では龍国寺が開帳を取り持つ」とある。		原本	状	1	○	77
157	K 329	なし	(寺勤行関係文書)	○なし ●なし	略	近代文書も交じっている。	原本	状	18		
158	K 222	なし	守護御火防	○なし ●なし	御札の包み紙か。		原本	状	1		
159	K 280	なし	方丈仕様注文之事	○大工:利助・留藏 ●養勝寺方丈	①桁行5間、梁間4間、坪数20坪、柱の高さ:石口より桁上迄1丈4尺1寸、柱の削り立て5寸角、軒回り、小屋共に削りは入念に、②造作は坂家、縁を仕入床回り敷居鶴居・長押・天井・回り縁・戸障子・からかみ入念にすること、などこの人工費486人、代金15両と1貫200文。また別紙に、①方丈建前より造作迄計267人半、②利介承り分金4両と400文、とある。		原本	状	3	○	77
160	K 41	なし	なし(輪番勤めの覚書き)	○なし ●なし	・前永平寺5代中興州山太真大和尚 大洞院輪番は文禄元年より天保13年迄251年、前永平兼大洞当寺16代唱同院提大和尚 大洞院輪番は宝曆10年9月7日より天保13年迄83年、總持寺住輪次之儀 御録山にて定め、それは寛延3年である。末年長松院にて總持寺輪番を勤める、それは寛延3年より天保13年迄92年、 ・本文は前欠・後欠か、それとも本状1枚のみの覚書きかはわからない。		原本	状	1	○	77

分類:K-1 宗教・習俗・身分一宗教

No.13

通し番号	分類整理番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
161 322	K 1	欠	前欠(僧侶の戒め箇条書)	○欠 ●欠	①衆徒は他宗・異派の風規を学ばず、永平伝來の禪門16箇条の戒めを執行すること。②本宗にて3日法益の節は怠慢があつてはならない。③九旬の接待は從来までの御触れの通りとする。④寺での火の使用は老若共に用心すること、等、僧侶の戒めをのべる。	前欠・後欠 虫喰いあり	原本	状	1		
162 326	K 1	欠	なし(末寺への注意書き)	○欠 ●欠	当録支配下の寺院の分は寛保・安永度の当録へ提出するのが先例となっている。触れ状の順達次第は、御裁許書の写し、絵図面写しを極上の紙面に認めて早々に提出すること、とある。		原本	状	1		
163 7	K 1	なし	一札	○なし(養勝寺か) ●可睡齋御役寮	公儀から頂戴した御裁許書物を調べて提出せよ、ということであるが、拙寺は勿論末寺、寺領百姓を対象に調べた結果所持していないので、のこと報告する。という報告書の案文か書式。		原本	状	1	○	77

分類:K-2 宗教・習俗・身分一習俗

164 54	K 2	嘉永2年 10月2日 (1849年)・己酉	一札之事	○・宮城基右衛門知行所棟原郡下湯日村百姓代; 九兵衛、組頭:庄九郎、同文五郎、・太田接津守 領分上湯日村百姓代:久兵衛、組頭:八郎一、 同三太夫、庄屋:三郎左衛門 ●棟原郡下湯日村養勝寺	下湯日村の百姓与七の娘ひさが上湯日村百姓六右衛門持山の字下原にて死亡。役人検視も済み、その骨を最寄の寺院に仮埋めするよう指示され、貴寺境内に仮埋めの承諾を頂いた。この件につき寺に迷惑はかけない、とする一札。	虫喰い少々 あり	原本	状	1	○	77
-----------	--------	--------------------------	------	---	---	-------------	----	---	---	---	----

分類:K-3 宗教・習俗・身分一身分

165 308	K 3	安政2年 12月24日 (1855年)・乙卯	差上申奉公人請状之事	○奉公人三亀ヶ谷村;清右衛門、請人同所:幸吉 ●下湯日村養勝寺御役寮	三亀ヶ谷村の住人清右衛門が今年12月より辰年12月まで養勝寺に奉公に入る。給金は金1両2分で、その金子受け取る。この清右衛門は人物確かなる者であるがもし何か不都合なことがあつたら請人幸吉が責任を持つことを約す。	包み紙入り	原本	状	1	○	77
166 4	K 3	なし 6月 ・丑	乍恐書付を以一札差上申候	○当人:彦三郎、兄弟:与右衛門、親類:与三郎、 同八太夫、立入願人:伊平 ●御本山御役僧	彦三郎は長年御慈愛に預かっていたが、大恩に背き暇を願い出た。このこと非難されたのは親兄弟共に一言の申し訳もない。しかし暇をお聞き届けて頂き有り難く、兄弟と右衛門家内、親類末々迄御本山に何事も一切口出しさしない、と誓う。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77

分類:X 家

167 8	X	安政3年 12月 (1856年)・辰	差上申一札之事	○下湯日村借主:新蔵、親類惣代證人:孫三郎、 組合惣代:長蔵 ●御本山養勝寺御役寮、東泉寺御壇中	東泉寺地内の土地で、間口4間、奥行18間、その他下屋とするところ間口1間奥行3間と定めて借地する。期限は当辰年から午年迄3ヶ年、借地代金は年2朱とし、12月迄に東泉寺に支払う。その他門前田地1枚・畠地1枚の年貢・村掛かり諸役諸入用は我ら方にて勤めることを約す。	紙変色	原本	状	1	○	77
168 297	X	なし 3月10日	なし(軍功状)	○治郎三郎清康(花押) ●清水舟波	矢作嶋田陣正合戦の折に敵方を打ち止めた。この忠節は名誉なことなので子孫へ申し伝えること。	虫喰い・紙 疲労	原本	状	1		
169 286	X	なし 5月3日	(書状)	○いぢみや宇兵衛 ●養勝寺	先日養勝寺へ行ってお世話になり、その上金子を拝借したことの礼状。追伸として特に併がお世話になっていることのお礼を述べている。		原本	状	1		

分類:Z 雜

170 332	Z	欠	(断簡)	○欠 ●欠	略		原本	状	11		
------------	---	---	------	----------	---	--	----	---	----	--	--

近代(明治・大正)の部

分類: I - 1 政治行政一町村政

No.14

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原字区別	形態	数量	撮影	箱番号
171 198	I 1	大正2年 (1913年)	廻牒	○初倉村長:田代三郎 ●湯日管理者殿	墓地及び埋葬取締規則の改正を通知する。		原本	状	1		

分類: I - 2 政治行政一戸口

172 187	I 2	大正2年 3月 (1913年)	転寄留届	○櫛原郡初倉村湯日家主:岩堀大栄 ●初倉村長:田代三郎	戸主高木敷一(本籍は岐阜県)の次男利雄(明治36年生まれ)は従来櫛原郡坂部村の尾上鉄城方に寄留していたが、今般初倉村湯日の岩堀大栄宅に同居・寄留することになったのでお届け。	同じもの2通あり	原本	状	2		
173 166	I 2	大正4年 11月 (1915年)	居所寄留届(扣)	○岩堀栄秀 ●普通寺町長	岩堀大栄養子僧侶の岩堀栄秀は香川県普通寺へ寄留する、その届。		原本	状	1		

分類: I - 3 政治行政一国・県・郡政

174 176	I 3	なし	衆議院規則案	○なし ●なし	「官報」を綴じ込んだもの。		原本	活字印刷	1		
------------	--------	----	--------	------------	---------------	--	----	------	---	--	--

分類: I - 8 政治行政一土木・水利

175 94	I 8	明治41年 12月24日 (1908年)	墓地改葬願	○初倉村湯日:福田峰蔵 ●金谷警察分署	金谷一初倉間道路開通の為、従来の墓地湯日1744番地にある墓地を改め、宇城山共同墓地へ改葬したく、このことお願い。	同様の文書が 月日を異にして 2通あり	原本	縦	1	○	77
-----------	--------	-------------------------	-------	------------------------	---	---------------------------	----	---	---	---	----

分類: II - 2 経済・産業一土地

176 186	II 2	明治7年 6月 (1874年)	田畠林元境内一筆限 第3大区23小区上湯日村	○櫛原郡23小区 上湯日村 松林寺持当住:岩堀 大栄 ●なし	一筆限りの反別合計は、田:2反9畝7歩、畑:1反9畝16歩、林:1町6畝22歩、 1反3畝4歩、合計:1町6反8畝19歩。	この他に継込みあり、江戸時代のもの	原本	縦	1		
177 55	II 2	明治7年 7月3日 (1874年)	奉願候書付	○第3大区23小区櫛原郡下湯日村養勝寺当住: 渡辺大忍、戸長:栗田利平 ●林浜松県令	養勝寺の所有地について反別7反1畝(高3石5斗)、この田地は寛永年中に文印和尚が開発し、御朱印地となつた。その後慶安元年春、村方百姓三郎兵衛と藤八郎が離壘するに付き、故障を申立て前記土地の横領を図つた。この為中景代官長谷川藤兵衛へ出訴におよび、その検分の結果間違いなく朱印地と判定された。この為、確かなる朱印状を頼って家光将軍より下付された。慶安元年8月17日のことである。この由緒により該土地の証券をお願いしたい。	23区長大塚義一郎の奥書がある。絵図面付き。	原本	綴り	1	○	77
178 182	II 2	(明治初期)	御料地払下御添書願	○岩堀大栄、杉山照全、壇中総代:櫛葉元三郎、 外2名 ●日坂村長松院住職:小塙仏宗	初倉村湯日字仲海戸487の芝地、1反1畝20歩はこれ迄官地であったが、今年発布された宮内省告示第1号、御料地特質規定第2条、同第3条・9条に該当するので、払下を願いたい。		原本	綴り	1	○	77
179 137	II 2	(明治初期)	御料地払下御願	○湯日養勝寺住職:岩堀大栄、吉田町神戸長源 寺法額:杉山照全、初倉村湯日壇仲総代:櫛葉元三郎外2名、小笠原郡日坂村大野本寺長松院住職:小塙仏宗 ●なし	初倉村字仲海戸487に存する芝地:1反1畝20歩(この金15円60銭)これは養勝寺の所有地に相違なし、とし、第20部管事杉山照全の奥書あり。		原本	綴り	1	○	77
180 158	II 2	明治20年 3月28日 (1887年)	開墾並に鋤下年期願	○櫛原郡湯日村松林寺信徒惣代:松下周蔵、山村久兵衛、大井弥七 ●静岡県知事:閑口隆吉	松林寺持ち山林:1反2畝15歩(地価1円25銭、地租3銭1厘)を畠開墾したく、また労費も伴うので明治20~26年までの鋤下年季も同時に許可されたく、この件お願いする。		原本	縦	1	○	77
181 98	II 2	明治21年 10月17日 (1888年)	地所売買之儀に付御添書 願	○湯日村地所売主養勝寺住職:朝倉元功、地所 買主:山村久兵衛外且中総代3名連印 ●管長:畠上楨仙	養勝寺の畠3ヶ所(反別1反9畝2歩、地価11円4銭7厘)を40円にて売渡したいので、添書をお願いしたい。		原本	綴り	1		
182 180	II 2	明治22年 9月4日 (1889年)	地所売買之儀に付御添書 願	○初倉村湯日養勝寺住職:地所売主浅倉元功、 買主:山村久兵衛、吉田村神戸長源寺住職法 額:杉山照全、湯日壇仲総代3名、日坂大野村: 本寺長松院住職:小塙仏宗 ●管長:滝谷啄宗	養勝寺所持地黒土田の宅地1反4畝11歩(この地租1円25銭7厘)を30円にて売却し、宇茗荷原に山1反1畝歩(所有:浅倉元功)を買い受けて養勝寺所有地としたい添書を願うが、これは許可されなかった。		原本	綴り	1	○	77

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影番号
183 70	II 2	明治23年 1月 (1890年)	地所売買之儀に付御認可願い	○静岡県遠江国榛原郡初倉村松林寺住職:岩堀大栄、地所賣主:山村久兵衛、養明寺住職:林宝禪、惣代:山村久兵衛、外2名、養勝寺住職:浅倉元功 ●静岡県知事:時任為基	松林寺所持の田畠原野は遠隔・山間に存するため耕作ままならず、利益も薄いので売却し、当寺に近い山村久兵衛所有の田地を購入したい。このこと関係者で協議した結果なので容認して頂きたく一同連署をもってお願ひする。		原本	縦	1	
184 58	II 2	明治23年 4月11日 (1890年)	境内無代償下付御認	○松林寺住職:岩堀大栄、信徒惣代:山村久兵衛、外2名、養勝寺住職:浅倉元功 ●静岡県知事:時任為基	初倉村湯日815官の東、境内反別1反3畝4歩を無償下付されたいとの願い書。堀本顥一郎村長代理の助役:渡辺勝次郎の奥書がある。		原本	綴り	2	
185 66	II 2	明治28年 6月4日 (1895年)	地所寄付証書	○初倉村湯日檀家総代:樺葉元三郎、河村又兵衛、大石九右衛門 ●養勝寺住職:岩堀大栄	湯日村字戸井沢に存する田1反3畝(地価38円9銭)、田5畝23歩(地価16円89銭6厘)、外畦23歩、その他6筆あり承認される。	掛川区裁判所 金谷出張所の 登記済み印あり	原本	綴り	1	○ 77
186 37	II 2	明治31年 3月8日 (1898年)	(養勝寺料地払下の件)	○養勝寺住職:岩堀大栄、外5名 ●なし	養勝寺による明治31年3月1日御料地払下の願いは添書すべきものではないとの曹洞宗務局の奥印がある。	(封筒入り)	原本	状	1	○ 77
187 67	II 2	明治31年 3月14日 (1898年)	なし	○静岡県遠江国榛原郡初倉村湯日:富永藤助 ●御料局長男爵:岩村通俊	別紙本願の通り本月14日付けにて出願したが、今に至るまで沙汰がない。当方も記載事項に誤りがあったので訂正の上再提出した次第。	下書き	原本	状	3	○ 77
188 73	II 2	明治31年 3月 (1898年)	御料地払下御願	○養勝寺(初倉湯日)住職:岩堀大栄、長源寺(吉田村神戸)住職:杉山照全、養勝寺檀中総代3名(略)、本寺長松院住職:小塙伊宗 ●御料局長男爵:岩村通俊	初倉村湯日字仲海戸487の地:反別1反1畝20歩の芝地で、この代金15円16銭7厘、これは御料地で養勝寺境内の門前に隣接した土地。かつては葬式・法要にもちれていた。この地本年「宮内省告示第1号御料地特免規定第2条第3第9」に該当するので払下をお願いしたい。	絵図面付き 下書き	原本	綴り・状	2	○ 77
189 52	II 2	明治41年 6月1日 (1908年)	初倉村寺有林野現在調査	○松林寺住職:浅倉元功 ●初倉村長:今井信郎	松林寺が所有する林野を記載し報告したもの。それは本村山・法銀沢・弥太沢・鎌塚・三本松に存在する。		原本	状	1	
190 72	II 2	明治45年 7月17日 (1912年)	管理区分書	○湯日養勝寺住職・東泉寺兼務住職・養明寺兼務住職:岩堀大栄、惣代3名連名 ●静岡県知事法学博士:松井茂	養勝寺・東泉寺・養明寺それぞれが所有する初倉村湯日8地区の森林管理の認可申請書。	虫喰いあり	原本	状	3	○ 77
191 81	II 2	明治45年 7月17日 (1912年)	管理方法届	○養勝寺住職・東泉寺兼務住職:岩堀大栄、外惣代3名連名 ●静岡県知事法学博士:松井茂	養勝寺・東泉寺所有の山林雑木・林場雑木を伐取る。理由は瘦せ地で木が育成しないこと。このこと届ける。	虫喰い少々 あり	原本	状	5	○ 77
192 100	II 2	明治45年 7月17日 (1912年)	管理方法届	○養勝寺住職:岩堀大栄、惣代:河村又兵衛、山村與一、増田亮一 ●静岡県知事法学博士:松井茂	養勝寺の所有地3ヶ所を挙げ、その管理方法を届けたもの。3ヶ所とは、①堂山2反9畝24歩、②2反2畝17歩、③茗荷原1反1畝。		原本	縦	3	
193 44	II 2	明治45年 7月19日 (1912年)	管理方御届	○湯日養明寺兼務住職:岩堀大栄、惣代:大石文左衛門、富永加一、端田伝作 ●静岡県知事法学博士:松井茂	所在・面積・現況を挙げて、地方の慣行により古い木は伐採し、そこへ苗を植える、という方法を挙げている。		原本	状	3	○ 77
194 57	II 2	なし	御料地払下御願	○養勝寺住職:岩堀大栄、吉田村長源寺:杉山照全、壇中惣代3名(略)、日坂村長松院小塙伊宗 ●なし	湯日字仲海戸487にある反別1反1畝20歩(芝地)この代金15円16銭にて払下を願ったもの。		原本	状	1	
195 43	II 2	なし	御料地払下御添書願	○養勝寺住職:岩堀大栄、吉田村長源寺住職、湯日壇中惣代(3名略)、日坂村長松院住職 ●なし	湯日字仲海戸487にある1反1畝20歩の芝地を、代金15円16銭にて払下を願ったもの。		原本	状	1	
196 142	II 2	なし	(料地払下の願状)	○なし ●なし	当御料地は從来富永仁左衛門の宅地であったが、寛政年中に当家絶家したので官有地となっている。しかし、本家富永仁左衛門祖先の供養は当寺で行っているし、墓地にも接している土地なので宮内省告示の法令に従い払下を願いたい。	料地の図面 を添付して いる	原本	状	1	
197 39	II 2	なし	御料地払下御願	○養勝寺住職:岩堀大栄、吉田村神戸長源寺住職:杉山照全、初倉村湯日壇中惣代3名連名(略)、日坂村長松院住職:小塙伊宗 ●なし	初倉村湯日字仲海戸487の地1反1畝20歩の芝地を、1反歩に付き金13円の全計金15円16銭にて払下の許可を願いたい。	同文書2通 あり	原本	状	2	○ 77

分類: II-3 経済・産業一物価・景況

No.16

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出入(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
198 133	II 3	明治27年 9月16日 (1894年)	信徒総代姓名印章	○静岡県棟原郡初倉村湯日松林寺信徒50戸総代・本鑑寺:林宝善、山村久兵衛、大井弥七、岡村重平次 ●曹洞宗務局	明治24年6月25日信徒総代に選定され、30日に戸長役場へ届け出た。	分類はIV-3の誤り	原本	状	1		
199 147	II 3	明治39年 10月 (1906年)	・東泉寺干与者、住所、資格、氏名印鑑局、・信徒総代届、・兼務住職任命願	○本寺養勝寺住職:岩堀大栄、信徒惣代:棟葉一太郎、外2名 ●庶務部長:栗山泰音、人事部長:沖津之機	明治39年9月15日信徒総代就任、棟葉、河村、棟葉の3氏、東泉寺無住に付き、本年10月から明治41年10月迄兼務住職に任命されたし、大杉栄。	分類はIV-3の誤り	原本	綴り	1		
200 153	II 3	明治40年 10月12日 (1907年)	御届	○東泉寺兼務住職:岩堀大栄、信徒惣代:河村又兵衛、外2名 ●なし	初倉村湯日の養勝寺住職の岩堀大栄が同村湯日の東泉寺兼務住職に命ぜられたことの届出書。また、これに対する管長森田悟由の任命書を掲載する。	分類はIV-3の誤り	原本	綴り	1 ○	77	
201 161	II 3	大正15年 1月15日 (1926年)	静岡県棟原郡初倉村養勝寺冬安居随意会打合	○なし ●なし	参加寺名簿、合計26寺、法縫師養勝寺:岩堀栄秀、首座地頭方泰源寺長谷川明芳、坂部久翁寺:尾上鐵城、種月院:浅倉真功などの僧侶の名が見える。	分類はIV-3の誤り	原本	綴り	1		

分類: II-9 経済・産業一運輸・通信

202 164	II 9	なし	重宝誌	○発行:東京大田区:重宝社 ●なし	・郵便規則大要、小包便適用規則摘要、東京より取扱局に至る里程表、汽車出発時刻表、などを載せる。		原本	活字本	1		
------------	---------	----	-----	----------------------	---	--	----	-----	---	--	--

分類: IV-1 教養・文化一学校

203 200	IV 1	なし	3月分学資金扣	○なし ●なし	1ヶ月の生活費、合計13円84銭5厘、会費8円61銭、と記している。品目としては衣類、交通、文具類など、生活必需品が目立つ。		原本	綴り	1 ○	77	
------------	---------	----	---------	------------	--	--	----	----	-----	----	--

分類: IV-3 教育・文化一宗教・習俗

204 85	IV 3	明治5年 11月7日 (1872年)	なし(太政官通達の写し)	○太政官 ●なし	①總本山・本山を除き、無壇・無位の寺は廃寺、処分の上、宗名・寺号を詳しく調べ教育省に届け出ること、②仏像・什物は最寄の寺院へ合付、建物は公収し、跡地は坪数・縮図面を添えて、明治6年1月15日までに戸長へ差出すこと。		原本	状	1		
205 17	IV 3	明治7年 2月2日 (1874年)	なし(教導職任命書)	○永平寺住職大教正:細谷環漢 ●養勝寺住職渡辺大忍	渡辺大忍を教導職試補に申し付ける、という任命書。		原本	厚紙	1 ○	77	
206 138	IV 3	明治7年 12月17日 (1874年)	なし(教導職任命書)	○大教正諸歎空堂 ●松林寺住職:岩堀大栄	岩堀大栄を教導職試補に申し付ける、との任命書。		原本	状	1		
207 56	IV 3	明治11年 3月19日 (1878年)	なし(未試補増減調査布達)	○曹洞宗第2号 中教院 ●なし	諸寺院住職・前住職で得度している未試補の僧・尼の件、その増減調査で不都合が生じることも少なくない。それで指定の難型通り調査して至急郵送するようせよ、との達しの写し。		原本	状	1 ○	77	
208 190	IV 3	明治11年 5月 (1878年)	甲第5号・専門支校請待生徒入会制規	○中教院 ●なし	第1条～第10条まで、結制順、結制披露等の約定を示す。		原本	綴り	1		
209 75	IV 3	明治13年 9月 (1880年)	松林寺世話人総代人名御届	○松林寺住職試補:岩堀大栄 ●曹洞宗第2号中教院	松林寺世話人総代:大井弥七、山村久兵衛、増田七郎次を、本県丙第36号の通達厳守の上、公選確定したので、これを届ける。		原本	縦	1		
210 60	IV 3	明治13年 10月 (1880年)	松林寺世話人惣代人名御届	○松林寺住職試補:岩堀大栄 ●曹洞宗第2号中教院	湯日村の大井弥七、山村久兵衛、増田七郎次、これらは本県丙第36号達を遵守し、公選確定したので、これを届ける。		原本	綴り	1 ○	77	
211 40	IV 3	明治14年 4月29日 (1881年)	旅行券	○湯日村戸長:棟葉順藏 ●養勝寺徒弟:岩堀大栄	岩堀大栄は、今般栃木県下野国河内郡宇都宮塙田村成高寺にて教導職修業の為、明治14年4月30日より8月迄往復滞在4ヶ月間の旅行申し出あり、旅行券発行する。		原本	綴り	1 ○	77	
212 68	IV 3	明治14年 5月1日 (1881年)	任状	○栃木県曹洞宗中教院 ●静岡県棟原郡湯日村養勝寺住職、試補:岩村大栄	「岩村大栄を下野国河内郡宇都宮塙田村成高寺住職少講義鳥羽東伝常恒会の庫今雨安居住首座に申付け候事」と記載している。		原本	状	1		
213 163	IV 3	明治15年 3月 (1882年)	大般若經施主姓名簿	○なし ●なし	大般若經納經の施主名を記載する。		原本	縦	1		

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
214 62	IV 3	明治15年 6月27日 (1882年)	第1129号托鉢免許之證	○なし ●なし	木札に「静岡県遠江国棟原郡湯日村松林寺住職試補:岩村大栄、安政4年12月15日生」とあり、袋中に「宗局布達17号托鉢心得の誓約書」がある。		原本	木札	1		
215 123	IV 3	明治15年 8月 (1882年)	御届	○松林寺住職試補:岩村大栄 ●静岡県令:大迫貞清	岩村大栄が6月27日、宗務局管長に托鉢免許を願い出て許可されたことを届け出る。		原本	状	1		
216 109	IV 3	明治16年 2月28日 (1883年)	御届	○転籍戸主:岩村大栄、同村:大井弥七、山村久 兵衛、増田七郎次、岩村大栄組合拾戸長:龍嘉 惣治 ●戸長	岩村大栄は今般転居し、湯日村の無番地に本籍新戸を定めたので、このこと連署で届け出る。		原本	綴り	1	○	77
217 117	IV 3	明治16年 3月11日 (1883年)	記	○試補:岩村大栄 ●静岡県第3号曹洞宗務支局	松林寺住職試補岩村大栄は湯日村196番地に在籍し、明治7年12月17日試 補を申付けられた、と記載。		原本	状	1		
218 65	IV 3	明治16年 4月28日 (1883年)	開扉願書	○養勝寺住職権訓導:浅倉了功、松林寺住職:岩 堀大栄、同壇中惣代:河村又兵衛、外2名、石雲 寺住職:古池愚文 ●棟原部長:河村八郎次	虚空蔵菩薩の開扉供養を11月11日より15日迄行いたいので許可を願いた い、と届け出て、許可された。但し所管の警察分署に届出よ、との指示あり。	戸長増田七 郎次の奥書 があり。	原本	縦	1	○	77
219 157	IV 3	明治17年 6月 (1884年)	遠江国棟原郡湯日村松林 寺予約書	○松林寺住職試補:岩堀大栄、信徒惣代:山村久 兵衛、外2名 ●静岡県令:奈良原繁	第1条:寄付金は共有に属するものとす、第2条田畠山林等の所得・収物・祈 禱・祭儀・回向料等は住職に付するものとす、第3条:第1条寄付金は惣代任 に於いて取り扱うものとす、の3ヶ条を記載する。		原本	状	1	○	77
220 156	IV 3	明治19年 12月16 日(1886年)	試験証明状	○曹洞宗務局 ●岩堀大栄	「本校宗務支局に於いて、初級了畢す、取締・副取締・教師・学監の立ち会 いの連名で認可する」としている。		原本	状	1		
221 69	IV 3	明治19年 12月 (1886年)	寄付状	○松林寺:岩村大栄 ●第2号:宗務支局	松林寺住職の岩堀大栄から宗務支局へ金1円を寄付する。その寄付状。		原本	状	1		
222 179	IV 3	明治20年 8月20日 (1887年)	叢林行脚証明状	○遠江国周知郡久能村可睡齋:維那、笛岡凌雲 ●なし	松林寺住職岩堀大栄は明治13年5月2日より明治20年8月20日迄可睡齋にて修業し、身元確かなる者であることを証明する。	真ん中辺り に変色あり。	原本	状	1		
223 48	IV 3	明治23年 2月10日 (1890年)	僧侶現員御届	○寺住職:岩堀大栄 ●曹洞宗宗務局支局	岩堀大栄は松林寺の住職、安政4年12月15日生まれ、族籍、初倉村湯日120 番地、徳度:明治2年4月8日、立身:明治14年夏伝法、明治16年4月10日、松 林寺現員であること、これを届ける。		原本	状	1		
224 151	IV 3	明治23年 2月 (1890年)	境内無代価下付御添書願	○松林寺住職:岩堀大栄、外信徒惣代3名(略) ●管長:滝谷琢宗	境内反別1反3段4歩(官有地)、この地を無代価下付してもらいたく、その添 書を願い出た。本来ならば明治11年の無代価下付の折に申請すべきであつたが、それを怠ったために今日の申請となつた。		原本	綴り	1	○	77
225 135	IV 3	明治24年 6月25日 (1891年)	免除住職資格試験	○管長:畔上棋仙 ●岩堀大栄	住職資格試験を免除する、との通知。		原本	状	1		
226 121	IV 3	明治24年 9月 (1891年)	住職繼目願	○遠江国佐野郡日坂村大長長松院末:湯日養勝 寺住職:浅倉元功、日坂村常現寺住職隣寺:三上 泰応、吉田村神戸長源寺住職法類惣代杉山 照全、湯日檀家惣代:棟葉元三郎外5名 ●管長:畔上棋仙	退院に付き徒弟相続願い。履歴書、誓約書、農林行脚証明状、試験証明状 を添付する。		原本	綴り	1		
227 50	IV 3	明治24年 10月20 日(1891年)	住職繼目願	○佐野郡日坂村大野長松院末、棟原郡初倉村湯 日養勝寺住職:浅倉了功、同養明寺住職末寺 惣代:林宝善、日坂村常現寺住職隣寺:三上 泰応、吉田村神戸長源寺住職法類惣代:杉山 照全、初倉村湯日壇中惣代:棟葉元三郎、外5 名、小本寺住職:小塚仏宗 ●管長:畔上棋仙	住職浅倉元功が病身の為、後任に岩倉大栄を推薦する、という願書。奥書に 宗務取締役の猪俣全獅が記す。		原本	綴り	1	○	77
228 160	IV 3	明治24年 10月 (1891年)	試験証明書	○曹洞宗宗務支局 ●岩倉大栄	岩倉大栄の設教試験が終了したことの証明。		原本	状	1		

通し番号	分類 整理番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
229	IV 71	明治24年 11月5日 (1891年)	なし	○管長:畔山模仙 ●岩堀大栄	遠江国初倉村養勝寺の住職を岩堀大栄に任せる。		原本	状	1		
230	IV 140	明治24年 11月5日 (1891年)	なし	○管長:畔山模仙 ●養勝寺住職:浅倉元功	願いによって養勝寺住職を免ず。		原本	状	1		
231	IV 134	明治24年 11月5日 (1891年)	依頼免住職	○管長:畔山模仙 ●松林寺住職:岩堀大栄	松林寺住職を免ず。		原本	状	1		
232	IV 76	明治24年 11月15日 (1891年)	辞職願	○湯日村松林寺住職:岩堀大栄、獅寺養明寺住職:林宝善、同信徒総代:山村久兵衛、外2名、養勝寺住職:浅倉元功 ●管長:畔山模仙	松林寺住職岩堀大栄が病身のため辞職を願い出る。後任は差当って当分の間養明寺住職の林宝善を鑑寺として勤めてもらうことを願い出る。		原本	縦	1 ○	77	
233	IV 191	明治26年 2月23日 (1893年)	旨令写	○遠州榛原郡初倉村湯日養勝寺:岩堀大栄 ●曹洞宗事務取扱御中	「明治25年12月28日付け、現境外所有地1反6畝7歩を、同村浅倉元功所有地1反4畝10歩と交換」、のこと明治26年2月23日静岡県知事小松原英太郎によって許可されたのに對して、曹洞宗事務所へその旨を届けたもの。	紙変色あり。	原本	状	1		
234	IV 130	明治26年 7月31日 (1893年)	静岡県榛原郡初倉村湯日養勝寺明治26年前半期調査申	○榛原郡初倉村養勝寺住職:岩堀大栄 ●宗務支局御中	住職、汁物、檀家、教会、設立、会頭、演法、等の記載あり。	虫喰い少々あり	原本	状	1		
235	IV 99	明治26年 (1893年)	書式雑型(写)	○なし ●なし	明治26年前半期調査申を宗務支局に提出する為の書式雑型で、住職、汁物、檀家及び信徒の総数区分、教会番号、設立、組織、会頭、会衆、演説、説教所の書き方を記載する。		原本	状	1		
236	IV 51	明治27年 9月 (1894年)	伝戒会人員	○なし ●なし	明治27年9月2日から6日迄、可睡斎にて修業した各寺院の僧侶(東泉寺の栗山秀山も記)54名を記載する。		原本	縦	1		
237	IV 152	明治28年 6月1日 (1895年)	仏耶問弁	○なし ●なし	①死人引導の事、②偶像礼拝の事、③身誠心常の事、④靈魂中有の事、⑤草木成仏の事、などを記載する。		原本	活字本	1		
238	IV 128	明治29年 9月25日 (1896年)	鑑寺御届	○金谷町神谷城:岩堀源一、北川勘左衛門、落合保三郎 ●曹洞宗宗務支局	金谷町神谷城の西方寺は無住寺につき、初倉湯日の養勝寺住職岩堀大栄を鑑寺に決めたので、この旨お届けする。		原本	状	1		
239	IV 132	明治29年 10月 (1896年)	添書届	○養勝寺住職:岩堀大栄、外檀家総代5名、吉田村長源寺住職、日坂長松院住職が連名 ●なし	地方庁へ出願するので添書を願いたい、との願い状。		原本	綴り	1		
240	IV 82	明治29年 11月25日 (1896年)	(歳入金届書)	○初倉村湯日三等地養勝寺住職:岩堀大栄 ●曹洞宗宗務支局	・所有合地価:447円95銭7厘、此の収益22円40銭、・檀家150戸、収入30円、・合計歳入金52円40銭、とある。		原本	状	1 ○	77	
241	IV 45	明治30年 9月20日 (1897年)	信徒総代姓名印章届	○鑑寺:岩堀大栄、総代人:岩堀源一郎、北川勘左衛門、落合保三郎 ●曹洞宗宗務局	金谷町神谷城西方寺信徒30戸のうち、岩堀源一郎、北川勘左衛門、落合保三郎を選出し、金谷町役場に届け出る。		原本	状	1		
242	IV 42	明治30年 9月25日 (1897年)	信徒総代姓名印章届	○古寺鑑寺:林宝善、総代人:河村又兵衛、棟葉元三郎、棟葉市郎平 ●曹洞宗宗務支局御中	明治30年9月25日、信徒総代人に選定し、同月30日に初倉村役場に届け出る。		原本	状	1		
243	IV 31	明治30年 9月 (1897年)	檀家総代姓名印章届	○養勝寺住職:岩堀大栄、総代:棟葉元三郎、河村又兵衛、大石久右衛門、山村久兵衛、岡村重平次 ●曹洞宗宗務局、初倉村村長:堀本頼一郎	養勝寺檀家総代人満期に付き、檀家150戸中より、次の5名が再選されたので届け出る。総代人:棟葉元三郎、河村又兵衛、大石久右衛門、山村久兵衛、岡村重平次。		原本	状	1 ○	77	
244	IV 63	明治30年 9月 (1897年)	信徒総代姓名印章届	○榛原郡金谷町神谷城西方寺信徒30戸総代:岩堀源一郎、北川勘左衛門、落合保三郎 ●曹洞宗宗務局御中	明治30年9月20日、西方寺信徒総代として岩堀源一郎、北川勘左衛門、落合保三郎の三名を再選し、金谷町役場に届け出たことを報告する。		原本	状	1 ○	77	

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号	
245 136	IV 3	明治30年 11月 (1897年)	(寺務雑記)	○なし ●なし	正副取締、組長、庶務等の報酬を記載する。外に、教会届の難形を綴じ込む。		原本	綴り	1			
246 189	IV 3	明治31年 5月24日 (1898年)	年中寺院ニ關スル費額調	○東泉寺信徒總代:樺葉元三郎 ●初倉村村長:堀本頼一郎	法会費、布教費、宗内課出費、その他計35円入用と記載。		原本	状	1			
247 64	IV 3	明治31年 5月28日 (1898年)	年中寺院に関する費額取調表	○初倉村湯日養勝寺檀家惣代:樺葉元三郎 ●初倉村村長:堀本頼一郎	①160円=住職外3人食料・衣服料共、②105円=供物・法会費・布教費・宗内課出費・營繕費・檀家年内費、・僧侶・總代の給料手当てなし。		原本	状	1	○	77	
248 34	IV 3	明治31年 9月 (1898年)	鑑寺御届	○養明寺住職:林宝善、總代人:河村又兵衛、 樺葉元三郎、樺葉市太郎、養明寺小本寺住職: 岩堀大栄 ●曹洞宗宗務支局御中	初倉村湯日の東泉寺は無住で、またこれという適任者もいないので、養明寺住職の林宝善を鑑寺と定めたので、このこと届け出る。		原本	状	1	○	77	
249 154	IV 3	明治32年 11月8日 (1899年)	法階贈補願	○養勝寺住職:岩堀大栄 ●大本山永平寺鑑院	養勝寺23世亡貞山栄州はよく宗規を守り、心操賢固な者であるので法階贈補したく、履歴書・報恩金を添えて願いあげる。		原本	状	2			
250 170	IV 3	明治38年 11月22日 (1905年)	壇徒總代届	○養勝寺住職:岩堀大栄 ●人事部長:沖津元機	養勝寺檀家總代として、初倉村の岡村又兵衛外6名の者を届け出る。		原本	状	1			
251 178	IV 3	明治39年 2月28日 (1906年)	曹洞宗宗則	○曹洞宗宗務局 ●なし	曹洞宗の宗法・宗規を記載する。宗法は第1号から第7号から成り、宗規は第1号から第13号から成る。住職任免、継目願の願書難型も記載する。		原本	綴	1			
252 192	IV 3	明治39年 9月1日 (1906年)	信徒惣代改選届	○(初倉村松林寺の新旧信徒惣代氏名)・岩堀大栄 ●初倉村村長:今井信郎	信徒惣代改選に付き、山村与一、増田克一、大井解左衛門が新任された。		原本	綴り	1			
253 80	IV 3	明治39年 9月22日 (1906年)	宗務所管内2組寺院徒弟及沙弥に就等、現況調査表依頼	○静岡県第9宗務所長:鈴木大道 ●第2組長:岩堀大栄	表記の調査を書式通りに年令記載の上、10月4日迄に提出する。		原本	綴り	1			
254 173	IV 3	明治39年 10月 (1906年)	養勝寺干与者住所氏名印鑑届	○岩堀大栄 ●庶務部長:岡山春吉	本寺、日坂村長松林住職、吉田村長源寺住職、その他檀家惣代7名の住所氏名を記載している。		原本	綴り	1			
255 175	IV 3	明治39年 10月 (1906年)	信徒惣代改選届	○(信徒惣代退任者3名と新任者3名記載) ●初倉村村長:今井信郎	信徒惣代の改選で新旧の惣代名を報告する。		原本	綴り	1			
256 107	IV 3	明治39年 10月 (1906年)	養明寺干与者住所・資格氏名印鑑届・信徒惣代届・兼務住職任命願 3通	○岩堀大栄 ●庶務部長:栗山泰考	養明寺は無住に付き、養勝寺住職の岩堀大栄を兼務住職に任命してもらうべく願状書類3通。		原本	綴り	1			
257 202	IV 3	明治39年 10月 (1906年)	信徒惣代改選届	○東泉寺兼務住職:岩堀大栄 ●樺原郡初倉村村長:今井信郎	東泉寺總代改選の結果、樺葉一太郎、河村又兵衛、樺葉庄兵衛が選出される。9月1日就任。退任者は樺葉良男外2名。		紙少々破損	原本	綴り	1		
258 150	IV 3	明治40年 9月23日 (1907年)	(大本山總持寺再建の話)	○鴻臚社 ●なし	・總持寺の由来、・大本山御焼失の事、・再建の事、・移転の事、・移転地の事、・再建費の事、・再建勧募の事、・祠堂の事、・祠堂金納付の事、など記載。		原本	活字本	1			
259 53	IV 3	明治40年 10月12日 (1907年)	御届(任命書添付)	○養勝寺住職:岩堀大栄、信徒惣代:大石文左衛門、福田伝作、富永卯吉 ●なし	養勝寺住職岩堀大栄が湯日村養明寺の住職を兼務する旨の届け出。文末に管長森田悟由の任命書添付。		原本	綴	1	○	77	
260 125	IV 3	明治41年 3月 (1908年)	静岡県第9宗務所管内樺原郡初倉村2等法地養勝寺僧籍	○岩堀大栄、岩堀栄秀、浅倉元功 ●宗務院	岩堀大栄、岩堀栄秀、浅倉元功の履歴(得度・入衆・立身・伝法・転衣・住職退職等を記載)を記載する。		原本	綴	3			
261 115	IV 3	明治42年 2月 (1909年)	証明願	○岩堀大栄 ●初倉村長:今井信郎	養明寺兼務住職であることの証明を求める願い。		原本	状	1			
262 145	IV 3	明治42年 7月19日 (1909年)	履歴書	○岩堀栄秀 ●曹洞宗大学御中	岩堀栄秀の履歴を記載する。		原本	状	1			

通し番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
263 197	IV 3	明治42年 9月8日 (1909年)	宗報号外	○東京芝区公園曹洞宗務院 ●なし	法規令達その他を記載する。		原本	状	1		
264 169	IV 3	明治44年 4月1日 (1911年)	静岡県第9宗務所管内布教部職員候補者選挙投票審査報告書	○静岡県第9宗務所長:鈴木大道、立合:第1組長:青島天撰、第2組合:杉山英全 ●なし	投票総数52票、有効投票52票、それぞれ得点とその氏名が記入される。得点は50点を最高に1点まである。		原本	綴り	1		
265 124	IV 3	明治44年 6月30日 (1911年)	遠州八宗務所管内布教部連合会決議書	○第9布教部委員長:増田祥海 ●養勝寺	遠州宗務所管内では、静岡県教育会と連合して夏季講習会を行うので、各秀博会は5円ずつ計40円を支出し、その他各管内から4名を出席させ、3円より5円の範囲で補助する。その他有志の出席者は1円ずつ補助する、等々記載。		原本	綴り	2		
266 171	IV 3	明治45年 1月26日 (1912年)	報告書	○石雲院兼務住職:佐野栄山 ●なし	明治45年1月22日石雲院住職伊藤泰鏡が宗制により2ヶ月間分限停止となり、代わりに細江円成寺住職佐野栄山が23日間兼務住職を特命された(分限停止の理由や、石雲院財産、歳入出など記載する)。		原本	状	1	○	77
267 174	IV 3	明治45年 2月5日 (1912年)	なし	○石雲院兼務住職:佐野栄山 ●養勝寺	石雲院住職伊藤泰鏡の私借金を石雲院が支払うべきか否かという件で目下訴訟中であり、諸般終了の後に詳細を申し上げるという伝達で、中間報告的なもの。		原本	状 活字	1	○	77
268 116	IV 3	(明治・大正期)	養明寺財産校割帳 (下書き)	○養明寺兼務住職:岩堀大栄、養勝寺住職:岩堀大栄、信徒總代 ●静岡県第9宗務所長:鈴木大道	第1種:本尊、尊牌墨牌等、第2種:宝物等、第3種:建造物、第4種:土地等、第5種:資金、第6種:法器、汁物等、を記載する。		原本	縦	1		
269 131	IV 3	大正元年 8月19日 (1912年)	(寺有林管理区分の件認可)	○静岡県知事法学博士:松井茂 ●養勝寺・養明寺・東泉寺	明治45年7月17日付で出願のあった寺有林の管理区分を認可したもの。		原本	状	3		
270 120	IV 3	大正元年 9月16日 (1912年)	(火葬場許可証)	○静岡県知事 ●なし	兼ねて出願の火葬場は、静岡県指令第7656号の2より次の通り許可する。初倉村湯日字下原3197の1の2。このこと組内へも伝達されたし。	管理者岩堀の印あり。 虫喰いあり。	原本	状	1	○	77
271 127	IV 3	大正元年 11月 (1912年)	信仏の目的	○瑞龍寺:殿岡歎石 ●なし	差出人の歎石が仏教信仰の目的を述べている。		原本	活字 本	1		
272 129	IV 3	大正元年 12月20日 (1912年)	遠江佛教救済会創立費決算報告	○遠江佛教救済会創立委員 ●連合各宗派正会員	収入:92円70銭、支出77円33銭とし、その内訳を記載している。		原本	活字 印刷	1		
273 152	IV 3	大正3年 10月23日 (1914年)	設供養大施餓鬼施主簿	○なし ●なし	滋賀県近江国高島郡今津町、前川興松以下施餓鬼供養施行日順に記名がある。		原本	縦	1		
274 196	IV 3	大正3年 10月23日 (1914年)	第戒亡戒靈名簿化主寮	○なし ●なし	・入戒料金1円、米3升、第戒金50銭、金20銭亡戒、戒絶自照庵主、三亀ヶ石大石平十、第戒大翁良機上座大石重右衛門等、26名程の戒名や氏名が記されている。志太郡鹿山村、近江弘川、大長村伊太、崎田その他各地の名前もみられる。		原本	縦	1		
275 84	IV 3	大正3年 12月 (1914年)	寄留退去届	○初倉村湯日:岩堀栄秀 ●東京市麻布区役所戸籍吏御中	明治42年9月以来麻布にある曹洞宗大学に寄留していた岩堀栄秀がこの程本籍地へ退去する。その届け。		原本	状	1		
276 119	IV 3	大正4年 1月15日 (1915年)	棟原郡初倉村養勝寺冬安居初会結衆打合せ	○初倉2等法地養勝寺・法懇師:岩堀大栄、首座:岩堀栄秀 外3名 ●静岡県第9曹洞宗務所	棟原郡初倉村養勝寺住職、岩堀大栄、外、周知郡、小笠郡、志太郡の寺の住職を始め、栃木県、石川県、福井県、愛知県の各県の寺々の住職43名が列席して行われている。		原本	縦	1		
277 181	IV 3	大正4年 1月 (1915年)	研究学生選出願	○静岡県棟原郡初倉村養勝寺住職:岩堀大栄 弟:岩堀秀栄 ●教学部長:沖津元機	岩堀栄秀が、研究学生として東京の曹洞宗大学に3年間の就学を願い出たもの。		原本	綴り	1		
278 91	IV 3	大正4年 2月4日 (1915年)	住職継目願	○静岡県棟原郡初倉村2等法地養勝寺住職本寺:岩堀大栄、信徒總代:山村與市・増田亮一、大井解右衛門 ●庶務部長:栗木智堂	養勝寺末寺松林寺住職浅倉真功が転住するにつき、その後任として養勝寺住職岩堀大栄の徒弟岩堀栄秀を、干与者の賛同を得て任命するので、履歴書を添えてその旨届出る。		原本	綴り	1	○	77

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
279 92	IV 3	大正4年 3月1日 (1915年)	転衣推挙状	○棟原郡坂部村久翁寺住職:尾上鉄城 ●人事部長:伊藤俊道	棟原郡坂部村鉄城徒弟の入衆立身伝法を記載し、栄秀を転衣推挙する。		原本	状	1		
280 87	IV 3	大正4年 3月10日 (1915年)	御届	○松林寺住職:岩堀栄秀、信徒總代:山村與市、 増田亮一、大井解右衛門 ●初倉村村長:田代三郎	養勝寺住職岩堀大栄の徒弟岩堀栄秀が、湯日松林寺の住職に任命されたことの届出。管長:石川素童の添書を添える。		原本	綴り	1	○	77
281 88	IV 3	大正4年 (1915年)	松林寺寺格昇進に付契約書	○なし ●なし	寺格昇進に付、厳守すべきこと五ヵ条を挙げる。契約書は7通作成し、本寺養勝寺を始め、松林寺、信徒懇代用としている。		原本	状	1		
282 112	IV 3	大正4年 (1915年)	伝法開闢に付き列牌並住職履歴届	○初倉村鐘林寺住職:岩堀栄秀 ●庶務部長:西本智堂	住職就任に際して前住職の名を留め、就任住職の履歴を届け出たもの。		原本	綴り	1		
283 183	IV 3	大正4年 (1915年)	松林寺寺格昇進契約書	○なし ●なし	松林寺寺格昇進に付き、本寺法類信徒總代協議の上、五ヵ条を定め、後日の為に7通を作成し、各所に永久保存することとしている。松林寺住職岩堀栄秀、養勝寺住職岩堀大栄、法類久翁寺尾上鉄城、養勝寺檀徒懇代河村又兵衛、外4名、松林寺檀徒懇代山村與市外2名、評議員龍國蔵外4名の連印あり。		原本	紙変色あり 綴	1		
284 61	IV 3	大正4年 (1915年)	誓約書	○静岡県棟原郡初倉村養勝寺住職:岩堀大栄徒弟:研究学生:岩堀栄秀、保証人:初倉村2等法地養勝寺住職:(法類)岩堀大栄・吉田村2等法地長源寺住職(法類)杉山照全、坂部村久翁寺住職(法類)尾上鉄城 ●教学部長沖津元機	私、岩堀栄秀は研究学生に選出された以上、その期間中は規則、臨時の訓諭命令を厳守し、職務専念、弘教伝導に従事することを、保証人の連署をもって誓う。		原本	状	1	○	77
285 110	IV 3	大正5年 3月1日 (1916年)	松林寺平與者住所資格氏名印鑑届	○松林寺住職:岩堀栄秀 ●人事部長:伊藤俊道	就任法類總代久翁寺尾上鉄城が届け出る。		原本	状	1		
286 105	IV 3	大正6年 4月 (1917年)	履歴書	○尾上鉄城、保証人:浅倉真功 ●庶務部長:岩山真定	尾上鉄城の履歴書。生年月日(明治4年4月8日)、本貫、得度月日、入衆、修学、立身、伝法、住職、結制、転衣、法脈等の年月日を記録している。		原本	綴り	1	○	77
287 103	IV 3	大正6年 4月 (1917年)	住職繼目願	○日坂村長松院末養勝寺、吉田村長源寺住職法類總代:杉山照全、初倉村松林寺住職末寺總代:岩堀栄秀、初倉村檀徒總代:河村又兵衛、外4名、日坂村長松院住職本寺:小塙宗憲 ●庶務部長:岩山真定	養勝寺住職岩堀大栄が大正6年3月24日に死亡する。後任は遺書により久翁寺住職尾上鉄城とし、関係者の賛同を得て推挙したいので、任命されたし。本人の履歴書と修学証書(写し)を添付してお願い。		原本	履歴書・修学書はない	1	○	77
288 195	IV 3	大正6年 6月 (1917年)	履歴書(下書き)	○なし ●なし	久翁寺の尾上鉄城の履歴書。通し番号288に関連する履歴書か。誕生、本貫得度、入衆、修学、立身、転師、転法、住職、転住、転衣の年月日を記載		原本	状	2	○	77
289 93	IV 3	大正6年 9月 (1917年)	信徒懇代改選印鑑届	○久翁寺兼務住職:尾上鉄城 ●庶務部長	久翁寺信徒總代人改選に付き、以下の者が9月1日就任する。吉添政吉、関国平、小関徳次、浅倉賛十。のこと連署をもって印鑑届ける。		原本	状	1	○	77
290 299	IV 3	大正6年 9月 (1917年)	信徒懇代改選印鑑届	○久翁寺住職:尾上鉄城 ●庶務部長	棟原郡坂部村久翁寺信徒懇代として吉添政吉外3名の者が選出された。その届け出。		原本	状	1		
291 172	IV 3	大正6年 (1917年)	兼務住職任命願	○棟原郡坂部村石雲院末久翁寺、養勝寺:尾上鉄城、種月院住職:浅倉真功、信徒總代:吉添政吉、關国平、小關徳次、浅倉賛十、石雲院住職本寺:林古芳 ●なし	久翁寺の住職が養勝寺の要請を受けて転任したので、後任を至急決めることが出来ない為、養勝寺住職尾上鉄城を兼務住職とすべく宗法に従い関係者の賛同を得て選出した。調査の上任命を頂きたい。		原本	状	1		
292 96	IV 3	大正6年 (1917年)	住職繼目願	○養勝寺末平僧地:松田黙齋、種月院住職法類總代:浅倉真功、信徒總代:富永嘉一外2名、 養勝寺住職:尾上鉄城 ●庶務部長	養明寺兼務住職岩堀大栄が死亡、本寺の選出により後任は福井県大野町徳巌寺住職大村泰禪の徒弟松田黙齋と決まる。この者任命されたくお願いしたい。		原本	綴	1		
293 78	IV 3	大正7年 4月20日 (1918年)	誓約書	○養勝寺住職:尾上鉄城 ●御本山役寮	滋賀県伊香郡塩津村泰休庵の前住職八田曉成を龍雲寺の鑑司にしたくお願いしたい。このことに付き、事故迷惑をかけない。と誓約。		原本	状	1		

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別 綴り	形態 状	数量 1	撮影 番号
294 201 3	IV 大正8年 12月 (1919年)	養勝寺干與者住所資格氏 名印鑑届	○静岡県榛原郡初倉村種月院住職:浅倉真功 ●庶務部長:岩山真定	当寺の寺格昇格に付き許可されたく、盛規の報恩金、披露金、寺籍登録謝金を添えて関係者連署を以てお願いする。養勝寺住職外8名の署名あり。			原本	綴り	1	
295 106 3	IV 大正9年 7月15日 (1920年)	解制届	○養勝寺住職、法智師:尾上鉄城、首座:百川 ●なし	本夏随意会安居による修業を9月終了しお届けする。			原本	状	1	
296 162 3	IV 大正9年 7月15日 (1920年)	静岡県榛原郡初倉村養勝 寺随意会夏安居結衆打合	○法智師:尾上鉄城、首座:百川、外3名 ●なし	静岡県榛原郡金谷町洞善院住職児玉祖處徒弟百川外、25寺院徒弟を列挙している。			原本	綴り	1	
297 90 3	IV 大正9年 8月15日 (1920年)	解制届	○法智師:鈴木祖溫、首座:安田一雄 ●教学部長:山田奕鳳	常恒会という行事により修業してきたが、無事終了したのでお届けする。			原本	状	1	
298 108 3	IV 大正10年 1月15日 (1921年)	信徒總代改選印鑑届 榛原郡坂部村等法地久翁寺	○久翁寺本寺兼務住職:尾上鉄城 ●庶務部長	久翁寺信徒總代として次の人物が就任していたことを記載する。福代角平、須藤角平、吉添政吉、小間徳次。外に尾上鉄城の久翁寺住職願いを記載する。			原本	綴り	1	
299 101 3	IV 大正10年 1月15日 (1921年)	継目願	○なし ●なし	養勝寺の後継住職に任命されたので、履歴、就学に関する証書を添えて連署で提出したもの。久翁寺・種月院・石雲院の住職と信徒總代がこれに連署。			原本	状	1	
300 188 3	IV 大正10年 1月15日 (1921年)	住職継目願	○静岡県榛原郡坂部村石雲院末久翁寺兼務住 職:尾上鉄城 ●なし	久翁寺住職として、前養勝寺住職尾上鉄城に継がせたく、宗法に準じ、関係者の賛同を得て選出したので、任命して頂きたく、本人の履歴書・修学に関する証書を添え連署の上お願ひします、として信徒總代、法類、石雲院住職の連印あり。			原本	状	1	虫喰い少々 あり
301 104 3	IV 大正10年 6月20日 (1921年)	願書	○養勝寺住職師憎:尾上鉄城 ●中隊長:見並喜吉	徒弟の久翁寺安田一雄は軍隊入営にて現在寺務を隣寺にお願いしているが、7月盆祭りや檀家巡回読経などでの寺院も多忙。本人不在では寺務が大変なので、7月13日～15日まで休暇を取ることを許可してほしいとの願い状。			原本	状	1	
302 83 3	IV 大正10年 9月7日 (1921年)	御届	○松林寺兼務住職:岩堀秀栄 ●初倉村長:河村又一	養勝寺の住職岩堀秀栄を鎌林寺の兼務住職とするための届出。			原本	縦	1	
303 86 3	IV 大正11年 1月13日 (1922年)	なし	○曹洞宗庶務部長:高島養謙 ●養勝寺住職尾上鉄城外8名	住職継目願は許可されたので、請け書をその筋へ届け出るよう、との指示。			原本	状	1	
304 111 3	IV 大正11年 1月15日 (1922年)	徒弟譲受届	○譲受師僧:岩堀秀栄、懸渡師僧:松野良英 ●人事部長:林古芳	志太郡大長村養徳寺の松野良英徒弟安田一雄を師僧協議の上、養勝寺僧籍へ入籍するため両僧へ連印を持って届け出たもの。			原本	状	1	
305 167 3	IV 大正11年 (1922年)	転衣推挙状	○静岡県榛原郡初倉村養勝寺住職:岩堀秀栄 ●人事部長:林古芳	養勝寺住職岩堀秀栄の徒弟安田一雄を宗法に従って転衣の資格を得られるよう推挙する。			原本	状	1	
306 102 3	IV 大正11年 (1922年)	転衣推挙状	○榛原郡初倉村養勝寺住職:岩堀栄秀 ●人事部長:林古芳	この度、安田一雄に転衣分限を共有させたく、宗法にそって推挙します。			原本	状	1	
307 97 3	IV 大正11年 (1922年)	嗣法届	○嗣法者:安田一雄、本師:岩堀栄秀 ●人事部長:林古芳	養勝寺住職岩堀栄秀の徒弟安田一雄は大正11年に岩堀栄秀の室に入り、嗣法をしたのでこれを届ける。			原本	状	2	○ 77
308 122 3	IV 大正12年 2月1日 (1923年)	信徒總代改選印鑑届	○榛原郡坂部村久翁寺住職:尾上鉄城 ●村長:關喜市郎	久翁寺總代人改選の結果、次の6人が選出された。吉添政吉、小間徳次、福田角平、須藤角平、塚本角次郎、外1人。			原本	状	1	
309 148 3	IV 大正12年 9月1日 (1923年)	随意会結制修行届	○養勝寺住職:尾上鉄城 ●教学部長:大森禪戒	養勝寺、御免職の資格により、当冬前安居を修行し、10月15日より九旬安居中宗法尊由し、海宗弁道布教勵行する。これによりこの段お届けする、とある。			原本	縦	1	○ 77
310 184 3	IV 大正13年 1月15日 (1924年)	静岡県榛原郡初倉村養勝 寺随意会冬安居結衆打合	○随意会養勝寺法智師:岩堀栄秀、首座:榛原光 雄外 ●なし	僧26名が当冬九旬安居結衆したという、その26員の僧の所属・寺名・僧名を記載する。			原本	縦	1	○ 77
311 149 3	IV 大正13年 1月15日 (1924年)	解制届	○法智師:岩堀栄秀、首座:榛原光雄 ●教学部長:佐川玄泰	拙寺養勝寺は本冬初安居により修行し、無事終了したことを報告する。			原本	状	1	○ 77

通し番号 整理番号	分類 類別	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
312 77	IV 3	大正13年 (1924年)	御届	○養勝寺住職:岩堀栄秀、檀徒総代:河村又一、外4名 ●初倉村長:河村又一	初倉村松林寺住職岩堀栄秀が初倉村湯日養勝寺住職に任命されたことの届け。		原本	綴り	1		
313 168	IV 3	大正13年 (1924年)	維持資金精算簿	○なし ●なし	岩堀栄秀の代に寺の維持資金を精算したもの。大正13年以降。		原本	縦	1		
314 126	IV 3	大正15年 1月15日 (1926年)	解制届	○初倉班隨意会地養勝寺住職法檻部:岩堀栄秀、首座:長谷川明芳 ●教学部長:祥靈院成	本冬初安居修行し、九旬無難起單円の届け書。		原本	状	1		
315 330	IV 3	(大正期)	(布教費等領主書)	○略 ●略	略		原本	状	一括		
316 114	IV 3	(大正期)	松林寺寺格昇進に付契約書	○松林寺住職:岩堀栄秀、本寺養勝寺住職:岩堀栄秀、法類久翁寺住職:尾上鉄城、養勝寺檀徒総代:河村又兵衛、樺葉一太郎 ●なし	①寺格昇進するも寺壇の関係は從来通りとする、②当寺住職は永遠に本寺・法類を相続する、③松林寺住職交替に際し、本寺又は法類より後繼者を出せない場合は本寺において兼務する、④本寺兼務中、法類、法系より後任住職を決定出来ない場合期間を定め補住を決める、補住は協議により決め、⑤壇務に関して本寺の権限を侵さない、本寺法類信徒協議の上決めるものとする、以上契約する。		原本	綴り	1	○	77
317 204	IV 3	なし 9月7日	なし	○存鶴(花押) ●進上長松院	橋谷山大洞禪院住持職の事を一派に順次伝えること、吉日を選び早々入院するようになる。この旨を侍者より奉達する。 「文禄元壬辰石田宗派養勝寺5代刹山太真」と裏面に記載あり。	虫喰いあり	原本	状	1		
318 155	IV 3	なし	兼務住職任命願	○松林寺住職:岩堀栄秀、久翁寺住職:尾上鉄城、信徒総代:山村与市、外2名 ●なし	養勝寺住職に転任したく、就いては後任住職を至急選定しがたいので、関係者の賛同により選挙し、御調査の上支障なければ御任命くださるよう連署をもってお願いする。	虫喰いあり	原本	状	1		
319 199	IV 3	なし	なし	○なし ●なし	経文を記す。		原本	状	1		
320 193	IV 3	なし	任首座認可願(雑型)	○何県何郡寺格何寺住職:岩堀栄秀 ●教学部長:大木様	当寺の冬結制修行について何誰を推す、このこと履歴書を添えてお願ひする。		原本	状	1		
321 185	IV 3	なし	徒弟譲渡書(雑形)	○譲渡師僧何誰 ●何宗務所長殿	何村養徳寺住職何誰徒弟安田一雄、この者は当寺徒弟であるが、都合により養勝寺住職何某の徒弟にするので、このことお届けする。		原本	状	1		
322 143	IV 3	なし	松林寺寺格昇進に付契約書	○なし ●なし	寺格は昇進するも寺僧の関係は從来通りで異動を禁ず、住職は本寺又は法類の法系を以て相続するものとする。後繼者が出せない場合は本寺にて兼務する。後任住職が決まらない時は一定期間補住を定める。	虫喰い著しい	原本	状	1		
323 113	IV 3	なし	(本堂等の前机)	○なし ●なし	長5尺、巾5寸、高さ2尺8寸、金箔の龍の彫り物あり。		原本	絵図	1		
324 139	IV 3	なし	(寺務雑記綴り)	○略 ●略	信徒総代届け、寺歳計収支決算、寺財産校割帳等の書式・雑形を綴じ込む。		原本	綴り	1		
325 118	IV 3	なし	なし	○なし ●なし	第1条:敬神愛國の旨を体すべき事、第2条:天理人道を明らかにすべき事、第3条:皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむるべき事。		原本	縦	1		
326 141	IV 3	なし	結制修行願	○なし ●なし	結制修行願の雑型、他に「任首座認可願い」・「解制局」等を綴じ込む。		原本	綴り	1		
327 144	IV 3	なし	履歴書	○岩堀栄秀 ●なし	岩堀栄秀の履歴書を記す。		原本	状	1		

分類:IV-3 教育・文化一宗教・習俗

No.24

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写区別	形態	数量	撮影	箱番号
328 165	IV 3	なし	供養金員受取帳	○なし ●なし	金額、施餓鬼料、供養料等の内容、人名53人の氏名記載あり。		原本	綴り	1		
329 146	IV 3	なし	住職継目願	○養勝寺住職:尾上鉄城、松林寺住職:岩堀栄秀、着月院住職:朝倉真功、檀徒総代:河村又兵衛、外4名、日坂村長松院住職:小塚宗憲 ●庶務部長:高島養麟	拙僧(尾上鉄城)は病身に付き辞職したい、後任は松林寺住職岩堀栄秀に願いたい。このこと本人の賛同も得たので、調査の上支障なければ任命をお願いする。本人の履歴書、修学に関する証書の写しを添え、連署を以てお願ひする。		原本	綴	1		
330 74	IV 3	なし	徒弟譲渡届	○謙波師僧:松野良英 ●静岡県第5宗務所長	安田一雄(志太郡大長村養徳治住職松野良英の徒弟)はこの度都合により初倉村養勝寺住職尾上鉄城の徒弟となるので、このことお届けする。		原本	状	1	○	77
331 203	IV 3	欠	草稿 (売却地並に寄付地券面更正に 付き御添簡願)	○欠 ●欠	当寺所有の宅地は地券により地価の4割余りも売買価格は少ない。維持困難に付き処分したい。このことに付き村内の山村久兵衛殿が特別の代金を奮発して買ってくれることとなつた。	文書後欠	原本	状	1	○	77

分類:V-2 その他一人物

332 177	V 2	明治42年 3月20日 (1909年)	久邇宮妃殿下最近の御肖像	○なし ●なし	久邇宮妃殿下の肖像写真。「愛國婦人」第173号の付録。		原本	写真	1		
------------	--------	------------------------	--------------	------------	-----------------------------	--	----	----	---	--	--

分類:V-6 その他一雑

333 331	V 6	欠	(断簡)	○欠 ●欠	略		原本	状	27		
------------	--------	---	------	----------	---	--	----	---	----	--	--